

|      |                         |
|------|-------------------------|
| 論題   | 富士山宝永噴火被災地の川普請と幕府の対応    |
| 著者   | 古宮雅明                    |
| 掲載誌  | 神奈川県立博物館研究報告—人文科学— 第35号 |
| ISSN | 0910-9730               |
| 刊行年月 | 2009年(平成21年)3月          |
| 判型   | A4(210mm × 297mm)       |

## 富士山宝永噴火被災地の川普請と幕府の対応

古宮 雅明

【キーワード】 富士山宝永噴火 大名御手伝普請 川浚 用水堀浚

## 【要旨】

富士山宝永噴火被災地では大量の降下テフラが河川・水路にも堆積し、水流が妨げられた。水害を防ぎ、農業用水・生活用水を確保するためには早急な川浚・川普請が必要であった。この事態に対する幕府の対応としては、酒匂川水系と金目川水系で大名御手伝普請による川普請を実施したことは知られているが、相模川およびその他の河川や村々の用水路の川浚・川普請に対する対応はこれまで充分には検討されていない。本報告では、これまで不明であった相模川でも御手伝での川普請が実施されたことを明らかにし、大名御手伝による川普請の全体像を解明した。また、御手伝普請対象外の河川、及び村々の用水路の川浚とそれに対する幕府の支援を具体的に明らかにした。このことにより、富士山宝永噴火被災地の川浚普請に対する幕府の対応の全体像が明らかにできたと考える。

## はじめに

宝永四年（一七〇七）年の富士山噴火による災害は大量の降下テフラ（以下ではこれを当時の人々の呼び方に従って「砂」とする）が生活・生産基盤を破壊したことによってもたらされた。その被災地域は駿河国駿東郡北半から、三浦半島と津久井郡地域を除く相模国一帯、武蔵国久良岐・都築・橘樹郡のほぼ全域と多摩郡の一部におよんだ。噴出された砂は河川・用水路・溜池にも降り積り、噴火終息後も周辺に堆積した大量の砂が降雨などによってさらに流れ込んだ。そのため水流が阻害されて農業用水・生活用水の確保に支障が生じ、また少しの降雨でも水害が発生する危険が高まった<sup>①</sup>。被災地では耕地の復旧が最優先されたが、とくに水田では用水の確保が不可欠であるから、砂で閉塞された用水路の復旧も急務であった。また水害を回避するためにも流路に堆積した砂の浚渫（川浚）や堤防の補強工事（川普請）を行う必要があった。こうした事態に対する幕府の対応としては、足柄平野の酒匂川筋と大住郡の金目川筋の治水工事を大名御手伝普請によって実施したことが知られているが<sup>②</sup>、その他の中小河川や用水路の川普請・川浚についてはこれまで言及されることも少なく、その実態はもとより、幕府がそれにどう関わったのか等、不明な点が多い。また県内最大の河川である相模川については川浚・川普請の実施自体が未確認であった<sup>③</sup>。このように、被災地域の河川・用水路に対する幕府の復興策の全体像はいまだ明確にはなっていない状況である。本報告では、まず相模川川普請に関する史料を紹介し、その具体的経過を明ら

かにする。次に、これまで看過されてきた中小河川・水路の川普請・川浚に対する幕府の対応を検証する。以上のことにより、被災地河川・水路に対する幕府の対応策の全体像を明らかにしたい。

### 一 大名御手伝による川普請

酒匂川水系と金目川水系の大名御手伝普請については関係史料もある程度残されている。しかし相模川についてはこれまで明確な史料が見出せなかったため、川浚普請が実施されたかどうかの確認も含めて、詳しいことは全く不明であった。そのため、これまで被災地域の川普請に関する研究対象は必然的に酒匂川水系・金目川水系に限られ、また研究も関係地域の自治体史という場で進められることが多かったこともあって、いずれか一方のみが取り上げられる傾向があり、両水系の御手伝普請を一体のものとして幕府の被災地復興策の中に位置付け、その全体像を考察するという視点は乏しかった。筆者は二〇〇六年に神奈川県立歴史博物館で開催された特別展『富士山宝永大噴火』展の準備過程で、相模川で宝永七年に大名御手伝での川普請が実施されたことを記した史料を見出した。これにより、大名御手伝普請は酒匂川水系・金目川水系だけではなく、相模川を含めた相模国内の主要河川で実施されたことが確認され、酒匂川と金目川のみで考察されてきた大名御手伝普請の全体像は、相模川を含めて捉え直す必要がでてきたといえる。相模川川普請の史料は未紹介なので、本節ではまず史料紹介を行いつつ、相模川川普請の実態を明らかにしたい。次いで、酒匂川水系・金目川水系の川普請についてもその具体的内容を再確認

して、御手伝普請の全体像を明らかにし、幕府の被災地復興対策における大名御手伝普請の位置づけを考察したい。

### 1 相模川川普請について

高座郡宮山村の名主が書き残した『宝永四年亥十一月砂大降記』と題する記録<sup>①</sup>に相模川で大名御手伝普請による川普請が行われたことが記されている。全体は表紙を含めて計十二丁の冊子であるが、その表紙部分と、相模川川普請に関する記事の部分を掲出した。(改行は原文のまま)

(表紙)

「 天保十己亥十一月朔日写之

宝永四年亥十一月 皆川戸兵衛

砂大降記写

附 宝永七年寅四月

相模川御普請之事

琉球人朝鮮人來朝之事

元禄十六年未十一月廿□夜八つ大地震家潰事

人馬諸色入用金之事

相模川<sup>御</sup>普請之事

柳島より上

宝永五年子六月<sup>相</sup>模川両縁り通り

罷出御役所へ度々<sup>願</sup>申上候得ハ同年<sup>御</sup>見分

①

被下置候

平岡三郎右衛門様御手代

萩野藤助殿

同断

村<sup>②</sup>平助殿

□長谷□衛門様御手代

□左衛門殿

同

□儀兵衛殿

□四人御出被成候得共砂浚不叶□刻之御願も

□仰渡も無之御帰り其後川□御願申上候得ハ翌年

丑の六月又御見分ニ御出被成候

□企□左衛門様御手代

山□八□衛門殿

栗原喜太夫殿

南條□衛門様御手代

□衛門殿

栗原□右衛門殿

右四人御出川丈ヶ川口砂深御吟味被成□

尤堀割川除之場所御見立村々川絵図面

御取被成候

其後御見分ニ

御目付

河野勘右衛門様

御徒目付

伊谷茂右衛門様

市野新八郎様

御代官

比企長左衛門様

御代官

南條□様

平岡三郎右衛門様

□田原領より金目川□

小野川当川迄

□見分被遊候事

其節村々より色々の願書差上候得共一切御納請無

□翌寅四月須賀村より御

普請初り□御普請

相模川御普請御手伝

堀田伊豆守様

諏□藝守様

安部撰津守様

御目附

河野勘右衛門様

御徒目付

伊谷茂右衛門様

市野新八郎様

御

海上□惣兵衛様

江嶋傳重郎様

御小人式人

⑤

④

須賀村堀割御普請川長

五百廿間×切二ヶ所

壹坪六人懸り

是ハ堀田伊豆守様御手伝

馬入村堀割川長□式十間

×切二ヶ所川除三ヶ所□

二ヶ所壹坪六人

是も伊豆守様□

□□村堀割□□所川丈三百十間×切二ヶ所

是ハ諏訪安藝守様 壹坪七人

四ノ宮村堀割川□式百間×切壹ヶ所

是ハ堀田伊豆守様 坪六人

田村堀割川長三百七十間×切一ヶ所坪六人

安部撰徒守様

田村より川西厚木村迄川□御普請□

七月□□御□

惣御金高式万式千兩余

□□川御手伝藤堂和泉守様

□□川洪田川通御手伝 松平豊後守様

この史料（以下、『砂大降記』と略記）は、表紙に記されているように天保十（一八三九）年に書き写されたもので、原本ではない。そ

のためか、写し誤りと思われる箇所や錯簡があり、また元禄十六年の大地震の記事は存在しない。丁寧に裏打ち補修されているが、虫損のため判読できない部分も多く、掲出した部分はとくに虫損が甚だしく、史料解読と信頼性については慎重な取り扱いが必要である。したがって、記載内容を整理して（以下の四角囲み）、史料批判をおこなっておきたい。なお、行論中の丸数字は史料下部の丸数字と対応する。

宝永五年

①六月に相模川兩岸の村々が砂浚実施を繰り返し訴願した  
②それをうけて代官手代四名による見分が行われたが、訴願は叶わなかった。その後にも川浚訴願を行った。

五年六月に相模川兩岸の村々が砂浚の訴願を行ったとあるが、高座郡中野村の文書にこれに関連すると思われる次のような史料がある（傍線筆者）。

〔史料1〕

乍恐書付を以御訴詔申上候御事

一相模河通り御料私領

拾七ヶ村

右ハ相模河通り去冬砂積候ニ付、其以後段々河上より砂押流、河敷高ク罷成、田畑居屋敷江水押揚、其上中津河小鱒河、其外枝河より砂浚ニテ大分砂流来り、満水之節ハ河端田畑居屋敷江水押揚申候、殊大分河之内瀬々高瀬高洲ニ罷成、御用御薪舟賣舟等通兼、□下ヶ取、亦ハ高洲乗上ヶ候て難儀仕候間、其地崎村より人足出

シ、舟押下ケ申候儀も数度御座候、御浚を以不被仰付候ハ、段々河形悪敷罷成、其上満水候ハ、居村欠落候て百姓迷惑可仕候□奉存候、偏ニ御慈悲ニ被思召、不残河浚河通り村方相立候様ニ奉願候、委細御尋之上、絵図ヲ以御披見ニ入可申候

右河浚河通り村方江御救米ヲ以被仰付被下候ハ、度々砂流来候共、幾度も浚、御救米之儀ハ取前被下候外御願申上間敷候、請方ニ被仰付候ハ、一通り之浚ニて、其以後砂埋候節ハ村より其度々御訴詔申上候、始終迷惑御座候、其上請方之儀ハ兎角の心掛ケ、河普請存分出来不申様ニ奉存候、河浚被仰付候ハ、所々之儀ニ御座候共、鍛人足積り少ク御座候而も其段ハ足人足ヲ以丈夫ニ普請仕候、惣村々奉願候通り、百姓普請ニ被為仰付被下候ハ、難有奉存候

右之段相違之儀不申上候■田畑普請御救被下置、段々難有奉存候、其上河之儀斗差残り、村方難儀仕候、偏ニ御慈悲ヲ以拙者共願□□候様ニ被仰上被下候ハ、河通り村々難有奉存候、以上

宝永五年子六月

河通り

村々

名主判

御見分衆中様

宝永五年六月に、相模川沿いの幕府領・私領十七ヶ村が連判で、相模川の川浚実施を求めて差出した訴願状で、川沿いの村々が訴願を繰り返したとする『砂大降記』の記録を裏付ける史料である。この十七ヶ村については、史料を残した中野村以外には具体的に確定できない

が、『砂大降記』の記す「相模川両縁り通り□□」(傍線部①)が、この訴願を行った「河通り十七ヶ村」である可能性は高いと思われる。『砂大降記』では、役所へ出向いての訴願だけではなく、見分役人が現地に来た時にも訴願を行ったと記している。史料1は宛先が「御見分衆中様」となっていることから、見分役人廻村時に差出された訴願状と見てよいだろう。

この史料から、宝永五年六月頃の相模川の状況と、川沿いの村々が何を求めて訴願したのかを知ることができる。相模川は、上流から押し流されてきた砂が次第に堆積して川床が上昇しており、増水時には沿岸の田畑・屋敷が水害を受け、流路は高瀬・高洲となって通船に支障が生ずるといふ状況であった。また、上流部の支流である中津川や小鱈河(小鮎川)などで砂浚を行ったために大量の砂が流れてきたとある。『基熙公記』同年八月二十七日条にも「馬入ノ舟渡新河出来、是去年頃富士山焼砂灰等捨之シ間、水不流故出来云々」との記事があり、上流部では砂を下流に押し流す方法で砂除去を行っていた様子が窺われる。訴願の内容では、川浚は「請方」ではなく、百姓普請にしろもらいたいと求めている。この問題については後で詳しく触れる。

宝永六年

③前年の訴願が実を結ばなかったため、その後も訴願を繰り返した結果、六月に代官手代四名が見分にやって来た。見分役人は川丈・砂深さなどを調査し、村々川絵図を受け取った。

④その後、河野勘右衛門以下が小田原領から金目川、小野川、

相模川まで見分に廻ってきた。この時にいろいろ訴願をしたが一切受け取ってもらえなかった。

六年五月から六月にかけて、幕府目付河野勘右衛門通重、代官伊奈半左衛門忠順等が相模国から駿河国駿東郡を巡見した（この巡見については後で詳しく検討する）。『徳川実記』には巡見を命じられた者として河野・伊奈の二名しか記されていないが、『文露叢』はさらに代官四名の名を挙げ、その内の三名は『砂大降記』が記す代官（名前部分）が判読できない南條某は南條金左衛門とみてよい）と一致している（以下、『徳川実記』『文露叢』『柳営日記』の記事については表1参照）。相模川の前に見分に廻ったとする金目川については次のような史料がある。

## 〔史料2〕

金目川堤前々より御入用御普請之覚

（中略）

一宝永四年亥十一月廿三日砂ふり所川通埋り、田畑家居迄砂押上迷惑仕候ニ付、川浚御普請 御公儀様江御願申上、翌子年正月平岡三郎右衛門様御手代山本善助殿、野沢藤八殿、南條金左衛門様御手代山下市次郎殿、富沢庄左衛門殿見分被成、同年四月より御手伝松平伊豫守様ニ被仰付、早速入札ニ被遊、大津屋五兵衛、河内屋三右衛門ニ被仰付、川浚御普請出来仕候、御奉行者平岡三郎右衛門様御手代山本善助殿、野沢藤八殿、南條金左衛門様御手代山下市次郎殿、石田清助殿、被遊候御事

一宝永六年丑年、右之川々所々押埋り迷惑仕候ニ付、又候御公儀様江川浚御普請御願申上候得者、早速御目附河野勘右衛門様、御目附市野新八様、伊谷茂右衛門様、御小人狩野弥吉様、野村太郎兵衛様、塩家仁平次様、関根平四郎様、御見分被遊、同八月より松平豊後守様御手伝被仰付、賃錢<sup>②</sup>壹人ニ付壹匁五分ツ、被下、川浚丈夫ニ出来仕候、其時之御奉行、地方<sup>ニ</sup>而者中山出雲守様、御目附河野勘右衛門様、御徒目附者伊谷茂右衛門様、市野新八様、御勘定方より者海上弥惣兵衛様、江森伝十郎様、御小人塩家仁平次様、関根平四郎様、狩野弥吉様、野村太郎兵衛様、御代官者比企長左衛門様、江川太郎左衛門様、御下役五人之御手代衆<sup>ニ</sup>而御普請出来仕候御事

一宝永七年寅二月より右川浚残仕次、御普請<sup>③</sup>御手伝松平豊後守様并藤遠和泉守様御手伝被仰付、村々人足賃錢右之通被下、御奉行方茂右之御奉行様方<sup>ニ</sup>而、御普請丈夫ニ被遊被下候御事

（以下略）

この史料は、大住郡を流れる金目川の治水の事歴を書き記したもので、享保年中の成立とされている。<sup>①</sup>宝永六年に金目川見分が行なわれた事が記されており、そのメンバーに注目すると（史料2傍線部<sup>①</sup>）、目付河野、御徒目付市野・同伊谷の三名が相模川見分のメンバーと共通している（「市野新八」とあるのは市野新八郎の誤記とみてよい）。『砂大降記』が記す小田原領から金目川・小野川（愛甲郡小野村地内を流れる「日向川」の事と推測する。玉川筋の一支流である）を経て、

表1 幕府記録中の御手伝普請関係記事

| 宝永 | 月  | 日                              | 『徳川実記』   | 『文露叢』  | 『柳菴日記』  |  |
|----|----|--------------------------------|--|--|---|--|
| 5年 | 閏  | 7                              | 相州小田原領富士山の焼沙埋没せし地まづ公料になされ、関東郡代伊奈半左衛門忠順に修治を命ぜらる   |  | (七日分)御代官伊奈半左衛門、右者小田原領砂積り候村々当分御料ニ成候間致支配、砂取除川さらへ御普請奉行可相勤旨一昨日老中申渡之   |  |
|    | 閏  | 9                              | 松平伊豫守綱政、土井甲斐守利知、小笠原右近将監忠雄、細川采女政利昌、松平造酒正仲央、相州河功の助役命せらる、   |  | 相州筋川凌御手伝被仰付 松平伊豫守土井甲斐守・小笠原右近将監・細川采女正・松平酒造之丞   |  |
|    | 2  | 15                             | 関東郡代伊奈半左衛門忠順、相州小田原の河功奉はり、いとま給ふ。  |  | 相州小田原領川凌御普請奉行被仰付ニ付御暇 金三枚 御代官伊奈半左衛門  |  |
|    | 6  | 28                             | 相州河功はてしより、助役せし松平伊豫守綱政は時服三十、小笠原右近将監忠雄、松平越中守定重は十五づゝ、細川采女正利昌松平造酒正仲央は十づゝ(中略)、河功により勘定奉行萩原近江守重秀は時服四、関東郡代伊奈半左衛門忠順は金二枚、時服三羽織賜ふ。  | 伊奈半左衛門 金2枚・時服3羽織   | 伊奈半左衛門 金5枚・時服2羽織  |  |
|    | 7  | 2                              | 助役大名家臣への褒美の記事あり。詳細略  | 相州筋川俊(マ)御用相勤候家来共御褒美被下、松平伊豫守家来十三人・土井甲斐守家来五人・細川采女正家来五人・小笠原右近将監家来九人(松平酒造正家来分脱カ)                             | 大名家臣への褒美の記事有り。詳細省略  |  |
| 6年 | 4  | 25                             | 目付河野勘右衛門通重、代官伊奈半左衛門忠順、相州川路巡察を命ぜられいとまたまふ  | 相州川筋見分御暇<br>金三枚時服二羽織 御目付 河野勘右衛門<br>同断 御代官 伊奈半左衛門<br>金二枚宛 御代官 南条金左衛門<br>同 小長谷勘左衛門<br>同 比企長左門<br>同 平岡三郎右衛門 |   |  |
|    | 7  | 14                             |  | 相州駿州川凌御用御暇<br>金二枚宛 江守傳十郎・海上弥三兵衛  |   |  |
|    | 21 |                                | 駿相の河渠凌利の事仰出さる。勘定奉行中山出雲守時春、萩原近江守重秀、目付河野勘右衛門通重、代官伊奈半左衛門忠順以下の輩そのことを奉る。藤堂和泉守高敏、松平豊後守資俊は人夫出すべしと命ぜらる。                          | 駿州相州川凌御手伝藤堂和泉守、松平豊後守、同御普請場所へ初中凌(後力)三度程見廻可申由萩原近江守・中山出雲守・河野勘右衛門  |   |  |
| 8  | 3  | 勘定奉行中山出雲守時春駿相川々凌利を命ぜられ、いとまを給ふ。 |  |  |   |  |
| 7年 | 2  | 26                             | 相模国河渠の凌利にて、安部撰津守信賢堀田伊豆守正虎、諏訪安藝守忠虎、助役を命ぜらる。   | 相州川筋砂凌御手伝<br>堀田伊豆守・諏訪安藝守・安部撰津守   | 相州川筋御普請御手伝い被仰付老中被達之<br>安部撰津守・堀田伊豆守・諏訪安藝守  |  |
|    | 4  | 1                              | 藤堂和泉守高敏、松平豊後守資俊、相州河渠凌利の人夫出たるをもて、和泉守高敏は時服三十、豊後守資俊は十、下さる   | 相州川筋御手伝相濟御礼時服拝領<br>時服三十 藤堂和泉守、時服十 松平豊後守  | 右者相州川々御手伝仕廻候ニ付被下之時服三十 藤堂和泉守 同十 松平豊後守  |  |
|    | 7  | 28                             | 相模国川々凌利の助役せし堀田伊豆守正虎諏訪安藝守忠虎、安部撰津守信賢、各時服十五下さる。おなじくまかりし勘定奉行中山出雲守時春、目付河野勘右衛門通重謁し、ものたまふ。凌功にて勘定奉行萩原近江守重秀時服五、代官伊奈半左衛門忠順はじめ賜物差あり | 御手伝相濟ニ付時服十五宛<br>相模川々 堀田伊豆守 同十宛 諏訪安藝守<br>安部撰津守  | 時服十五 相州川筋御普請御手伝仕廻<br>堀田伊豆守<br>同 同 諏訪安藝守<br>相州川筋御普請御用仕廻被帰<br>御勘定奉行 中山出雲守<br>御目付 河野勘右衛門<br>時服十 病氣安部撰津守名代<br>相州川筋御普請御手伝仕廻候ニ付被下<br>時服五 御勘定奉行 萩原近江守<br>時服二羽織 伊奈半左衛門<br>時服二 平岡三郎右衛門<br>同 比企長左衛門<br>同 南條勤左衛門<br>金二枚 江守傳十郎<br>同 海上弥三兵衛<br>金十両 伊谷茂右衛門<br>同 平野新八郎 |  |
|    | •  | 8                              | 8  | 相州川凌相濟御褒美 堀田伊豆守家来九人<br>諏訪安藝守家来五人 安部撰津守家来五人   |   |  |

当川（相模川）まで見分に廻ったと読みとれる部分も、この史料から裏付けられる。ここから相模川筋の見分は、六年五月から六月にかけて行われた相模・駿河駿東郡巡見の一環として行われたものである事も確認できる。代官手代の見分がこれに先行して行われているが、手代の上司代官は、比企長左衛門と南條金左衛門とみてよいから、河野一行に加わっている代官二名である。巡見一行本隊に先立って、手代衆が具体的調査を行ったものと思われる。この時、河野一行は村々からの願書類を一切受け取らなかつたとある。しかし、後述するように、この巡見では村々に対して、願書や村絵図を用意し、巡見先で差出すよう指示しているから、相模川見分時のみ願書類を受け取らないというのではないと思われる。これは先行した代官手代が既に願書や絵図を受納していたためと思われる。

#### 宝永七年

⑤ 四月から堀田伊豆守・諏訪安藝守・安部撰津守の御手伝で川普請が始まる。経費総額は二万二千両余であつた。

『徳川実記』同年二月二六日条に「相模国河渠の浚利によて安部撰津守信賢、堀田伊豆守正虎、諏訪安藝守忠虎、助役を命ぜらる」との記事があり、『砂大降記』が相模川御手伝の大名とする三名と一致している。しかし川普請の対象河川については、『徳川実記』『文露叢』『柳営日次記』いずれも、「相模国河渠」「相州川筋」とするのみで、具体的河川名を記していない。この三大名へは同年七月二八日に褒美が下されているが、その記事も「相模国川々浚利の助役」等と、具体

的河川名を記さない。前年から津藩藤堂高敏と浜松藩本庄資俊の御手伝により行なわれていた酒匂川・金目川の川普請は、同年四月一日に褒美が下されているから、この時までに終了している。したがって、七月二八日の褒賞は酒匂・金目以外の川普請に対するものとみなければならぬ（以上表1参照）。『寛政重修諸家譜』を見ると、安部信賢と諏訪忠虎の項にはいずれも「宝永七年七月廿八日：相模国川々の普請の事を助け勤めしにより」時服十を賜つたとの記事があるが、堀田正虎の項にのみ「相模国馬入川の普請を助けしにより」と、川普請が馬入川であると記されている。馬入川は相模川最下流部の別称である。いずれの史料も、堀田伊豆守正虎を除く二大名の助役対象河川を明記していないが、堀田（山形藩）・諏訪（諏訪高島藩）・安部（武蔵岡部藩）の三家の御手伝で相模川の川普請が実施されたとする『砂大降記』の記事と矛盾するところはない。七月二八日には川普請に関わつた幕吏も褒美を賜り、『柳営日次記』にはその名が詳しく記されている。史料2からは金目川川普請に関わつた幕吏の名がわかる。『文露叢』の記事も参照すると、『砂大降記』で「江嶋傳重郎」と記されている人物は「江守（森）伝十郎」の誤記（誤写）、また「御□□海上」惣兵衛は「御勘定海上弥惣兵衛」と判断できる。『砂大降記』に記されている相模川川普請に関わつた幕吏は、代官手代などの下僚を除いてほぼ全員の名を『柳営日次記』の褒賞記事に確認できる。これらのことを総合的に見れば、『砂大降記』は、一部に誤写があるものの、基本的部分は信頼してよい。相模川川普請が、宝永七年四月から七月にかけて、安部・堀田・諏訪の三大名の御手伝で実施されたこ

とが確認できる貴重な史料であるといえる。

普請の内容をみると「メ切何ヶ所」「川除何ヶ所」のように記されている。詳しいことはわからないが、川浚と堤防の補修補強工事が中心であったと思われる。普請場所の村名が読み取れるのは、須賀村・馬入村・四ノ宮村・田村から厚木村で、いずれも相模川西岸（大住郡側）の村々である。東岸（高座郡側）は柳島村しか確認できないが、十七ヶ村訴願との関連から宮山村や中野村は普請場所であったと思われる。おおよそ現在の厚木市の相模大橋付近から河口部までである。幕府関係者は金目川普請とほぼ同じ陣容である。金目川の普請終了が三月中、相模川の普請開始が四月であるから、金目川の終了後、幕府担当者はそのまま横滑りして、引き続き相模川川普請が開始された事がわかる。費用総額は金二万二千両余となつている。宝永五年に行なわれた川普請では、金目川筋が五千九百両余（請負人落札額）、酒匂川筋は、後年の記録では八万五千両余（同）とされている。金目川筋よりは多額であるが、酒匂川筋と比べると四分の一ほどである。足柄平野のほぼ全域が対象となつた酒匂川筋と比べると、相模川の川普請は限定的で、川普請が七年まで実施されなかつたことから、酒匂川筋・金目川筋より緊急度が低いとみなされていたことを示している。

## 2 御手伝普請の全体像

大名御手伝による相模川川普請の実施が明らかになつたので、宝永噴火被災地に対する御手伝川普請については、その全体像を検討し直す必要がある。酒匂川筋・金目川筋の川普請については関係自治体史

などに詳しいが、なお未整理の部分もあり、大名御手伝普請全体へ位置付けも十分ではない。本節では、酒匂川筋・金目川筋の普請も含めて、被災地で実施された御手伝普請の全体像を明らかにしたい。

幕府の記録に被災地に対する御手伝普請の記事が見られるのは、宝永七（一七一〇）年までである。酒匂川ではこれ以降も水害が続発しているが、地元住民の度重なる訴願にもかかわらず、本格的な川普請は享保七（一七二二）年まで実施されない。享保七年に大掛りな川普請が開始されるが、これは御手伝普請ではなく、酒匂川右岸地域を幕府領のまま「預り地」とされた小田原藩が実施したものである。これは、「幕府が直接財政支出をしないで負担と責任を藩に負わせる」ものであり、幕府直轄で復興を進めるといふこれまでの政策を転換するものとされる<sup>10</sup>。したがって、被災地域に対する大名御手伝普請は宝永七年の相模川川普請の終了を以て区切りがつけられたとすることができる。また、宝永五〜七年の間に、駿東郡（御厨地方）と武蔵三郡では御手伝川普請が実施された様子は、管見の限りでは確認できない。噴火被災地の大名御手伝による川普請は、相模川以西の相模国地域を対象に、宝永五年〜七年の間に実施されたと整理できる。相模川以外についてはすでに諸書で言及されているが、ここではいくつか補足しながら御手伝川普請の全体像を具体的にまとめておきたい。

### a 宝永五年二月〜五月の川普請

これは五藩の御手伝で酒匂川筋と金目川筋を対象として行われた。酒匂川筋の普請では、各藩に割り当てられた普請丁場は岡山藩以外は

不明とされているが、『富士山自焼記』に次のような記録がある。<sup>11)</sup>

一今度相州川除御手伝丁場之割

大川通内山村枝川落合より

海手落口迄、北之方枝川

其外東方小川共二

松平伊豫守殿

備前岡山城主

川西之内透間村より内山村

枝川落合迄本枝川共

小笠原右近将監殿

狩川通大川落合枝川共

土井甲斐守殿

川音川通大川落合枝川共

細川采女正殿

川西之内嶺村大川より地川

松平酒造正殿

筋枝川共

岡山藩分担場所の記述が、岡山藩の記録の記述「大川通内山村枝川落合より海手落口迄北の方枝川其外東の方小川二筋共に」とほとんど同文なので、『富士山自焼記』の記事は正確であるとみてよい。各藩の分担場所は、一旦提示された後変更されるが、岡山藩分が最初の提示場所なので、ここに記されているのは当初計画の普請分担場所である。「内山村枝川落合」とは内山村（現南足柄市内山）地内を流れる内川と酒匂川の合流点（大口堤の上流側）と思われる。「川西之内嶺村」は峯村（現山北町峯）であろう。この記述にしたがって各藩の丁場を大掴みに整理すると、松平伊豫守家（岡山藩）が酒匂川の河口部から内川の合流点まで、小笠原家（小倉藩）が岡山藩丁場より上流部、駿河国境に接する透間村（現山北町透間）までの酒匂川南側地域、土

井家（越前大野藩）が狩川筋、細川家（熊本藩支藩）が川音川筋、松平酒造正家（鳥取新田藩）が岡山藩丁場より上流部、峯村までの酒匂川北側地域となる。岡山藩分の「東方小川二筋」のうちの一つは押切川（中村川）であろう。<sup>12)</sup>岡山藩の記録によると、御手伝を命じられた際、幕府の担当者である萩原重秀から「先ハ川浚ニ而、御模様により近辺田畑之砂をも取退させ候様ニ成候儀も可有之候」と伝えられたとあり、当初は酒匂川筋の川浚だけでなく、足柄地方の田畑の砂退<sup>13)</sup>耕地復旧作業への助力もあり得るとされていた。結局、それは取り止めになり、代りに「相州之内小川之砂埋候所」の川浚御手伝を命じられた。これが金目川筋の川普請である。幕府は耕地復旧は農民自力で行わせるとの姿勢であり、直接的な砂退け支援には終始消極的であったから、結果的には実現しなかったものの、当初は田畑砂除けも御手伝の視野に入っていたことは注目される。酒匂川川普請そのものも「御厨山中」まで砂浚いするという当初計画が変更され、岡山藩の丁場は絵図上に赤紙を付けたところより「奥山」を減じて「大川筋、内山川、水無瀬川、川音川」となった。計画変更後の岡山藩担当部分に当初細川家分担とされていた川音川が加わっているから、他大名の丁場も変更されたとみられるが、当初計画分除外されたとされる「御厨山中」については疑問が残る。当初提示部分では小笠原家分担の「川西之内透間村」が地理的には酒匂川の最上流部になるが、ここは相模国内であって御厨地方（駿河国駿東郡）ではない。岡山藩への当初提示部分で「奥山」といえるような所は「北の方枝川」であるが、地理的に見てこれを「御厨山中」とすることはできないと思われる。川西の

透間村・峯村などの相駿国境近辺を「御厨山中」と言っているのだろうか。「御厨山中」と御厨地方とは同じではないのかも知れない。判然としない所も残るが、実際にも御厨地方では御手伝普請は行なわれなかった。御厨地方は初めから御手伝普請の計画地域に入っていないか、たのではないか。また「奥山」を除外したということは、川普請対象地域を全体的に下流域側に移動させた事を示していると思われる。

金目川筋では、各大名は次のように担当河川を割り当てられた。<sup>15</sup>

池田家(岡山) 〓 金目川通之内、花水橋上下海落口迄、山下村、南原村

前川通

小笠原家 〓 玉川通之内、日向川通、洪田川通

土井家 〓 小相川、飯山川通之内

細川家 〓 鈴川通之内、鈴川、丸嶋村前、大根川通

池田家(鳥取) 〓 鈴川通之内、善波川、沢山川通

飯山川は現在その名称を確認できないが、愛甲郡飯山村地内を流れる河川と思われる。小相川(小鮎川)水系であり、相模川に合流している。残る河川は全て金目川(最下流部の名称が花水川)に合流する。

玉川は現在は相模川に合流しているが、これは昭和になつて流路を変更したためである(したがって小鮎川・飯山川は金目川水系ではないが、本稿では「金目川筋」としておく)。普請は五月三日から開始された。酒匂川筋の普請がまだ続いているが、御手伝大名は費用を出すだけで実務には関わらず、実際の工事は請負人(大津屋五兵衛・河内屋三右衛門・萬屋六兵衛・村松屋小兵衛)が仕切り、担当代官も伊奈ではなく「所の代官」(平岡三郎右衛門・南條金左衛門)であったか

ら、<sup>16</sup>両川筋同時進行でも問題はなかったであろう。この金目川筋流域は旗本領が多く、そこに幕府領、大名領飛び地が入組み、しかも相給村が少なくないという複雑な所領構成をもつ地域である。こうした私領が優越する所領入り組み地域に御手伝普請を実施したことは、御手伝普請のあり方からも注目される。

宝永五年の御手伝では、「御厨山中」の砂浚いを取り止めて普請区域を下流側に移動し、酒匂川流域の田畑復旧への助力を金目川筋川普請の御手伝に変えるという、当初計画の変更があった。幕府は、噴火開始直後の宝永四年十一月二六日に御徒目付を富士山近くまで派遣して現地調査を行わせているが、その後、しばらくは被害状況を調査した様子はなく、足柄・御厨地方を除く被災地状況の本格的調査を始めるのは宝永五年閏正月初め頃からである。幕府代官の手代が二人一組になつて、地域を分担して見分に廻つた。<sup>17</sup>足柄・御厨地方の調査が始まるのは小田原藩からの引継以降である。小田原藩はそれまでに被災状況調査を実施しているから、足柄・御厨地方の状況は同藩から情報を得たとしても、被災地全体の調査報告が集まってくるのは早くても閏正月中旬以降であろう。酒匂川筋の普請予定場所の提示が閏正月十日であるから、幕府は十分な情報を得ていない段階で計画を立てていた事になる。情報が集まってくると、足柄地方の耕地砂退けには川普請以上に膨大な労力が必要であることや、金目川筋の川普請も早急に実施する必要があることが明らかになり、砂退け支援には消極的な姿勢もあつて、当初計画を変更して、酒匂川筋と金目川筋の川普請に御手伝を集中することにしたのであろう。



つたん中断した後、翌七年二月に再開されている。

### d 宝永七年の川普請

二月に、前年完了しなかった金目川筋の川普請が再開された。御手伝は前年と同じ本庄家と、酒匂川筋の普請を終えた藤堂家に加わっている（史料2傍線④）。普請が長引いたため藤堂家が支援にまわったものと思われる。藤堂家と本庄家への褒賞が四月一日に行われているので、完工は三月中であろう。四月から相模川の川普請が始まった。詳細はここでは省略するが、幕府側関係者は金目川筋とほとんど同じなので、その完工を待つて相模川に着手したのであろう。

以上が五年から七年にかけて行われた御手伝普請の概略で、図1はそれを図示したものである。町人請負の有無や幕府側担当者的人员配置等から考えると、五年と六年七年とは幕府の姿勢に相違がみられる。そのため、次に町人請負の問題と、川普請に対する幕府の人員配置について検討する。

### 3 町人請負について

宝永五年の酒匂川川普請が町人請負で行われたことは、種々の史料から明らかである。六年八月の普請については、小田原市史は、勘定奉行中山出雲守・目付河野勘右衛門連名で村々に示達された「定」などからこれも町人請負で行われたとし、前年と同様に大半は業者に委託し請け負わせ、人夫は地元の農民を日雇いで使うやり方で、御手伝各藩から出す人数をできるだけ減らして儉約をはかる方法であったと

推測している。<sup>24</sup>しかし、五年は酒匂川筋・金目川筋共に町人請負で行われたことについては異論はないが、六・七年の普請はいずれも請負人を入れず、幕府及び助役藩の担当者が直接差配したと考える。以下これについて、具体的に検討する。

中山・河野連名で示達された「定」には、賃金は払い小屋で一人ずつ受け取る事とあり、<sup>25</sup>個々農民の個別日雇いでの就労とも受け取れる。しかし、普請開始時に、代官伊奈の現地事務所である酒匂会所役人から村々に対して、出人足を指示した次のような触が出されている（傍線筆者）。

#### 覚

一人足二百四拾四人山北、一同七拾人皆瀬川、一同十六人都夫良野、一同十五人湯触

右者川音川御普請人足割如斯二候、明後廿三日明ヶ六ツ前（兼）もつこもたせ、名主相添、（職）壱村切二のほりを持、右御普請場へ罷出、御手伝方役人衆被呼出次第差当二付、御普請場所之儀も右御役人衆差図次第、無異儀急度相務可申候、於違背者、後日二相聞候共急度可申付候、且又女并童之分、<sup>④</sup>先無用二致旨被仰渡候間、左様二相心得、召連間敷候、以上

八月廿一日

忍 源左衛門

大河内与兵衛

忍・大河内は酒匂会所の役人で、代官伊奈の下僚である。触は、各

村毎に割り当てられた人足を、一村毎に幟を立てて名主が召し連れ（傍線①）、普請場所は「御手伝方御役人衆」の指図に従うよう指示している（傍線②③）。「御手伝方御役人衆」はこのときの助役大名藤堂家の担当者であろう。この普請には御厨地方の農民も人足として出ているが、村毎に「まとい印」を立てて、名主が召し連れて<sup>27</sup>いる。皆瀬川村にはこの時の賃銀受取算用帳があり、賃金を集計して<sup>28</sup>めた後に「請丁場分」と記されている。これは皆瀬川村に割り当てられた丁場Ⅱ普請場所との意味と考えられる。人足は各村ごとに人数が割り当てられ、人足に出る農民は名主に引率されて集団で参加し、助役藩の役人の指示に従って、村単位で割り当てられた丁場の普請に従事したと見られる。皆瀬川村が川音川普請に人足八十五人を出した際の帳簿<sup>29</sup>は、「人足十六人 ちぢやしき<sup>（親活屋敷）</sup> 錢壹貫八百三式文」のように、枝村毎の人足数と賃金を書き上げて最後に「此錢八貫式百四拾五文」と<sup>30</sup>めて<sup>31</sup>いる。帳簿は名主が作成したものである。同年八月廿七日の触は「御普請で名主がとりまとめているのである。同年八月廿七日の触は「御普請場出人足先達而書上ケ員数段々不足致候、今ハ大分違有之ニ而、其段御手伝方より出雲守様、勘定様へ申上候ニ而、吟味可致旨被仰渡候間、明日より壹人も違無之様ニ可差出候」と、出人足の不足を咎め、割り当てられた人足は必ず出すよう各村の村役人に指示している。人足動員が村の責任とされているのである。また、皆瀬川村は七十人の人足割り当てに八十五人の人足を出したが、そのうち十五人は「女・童」で、賃金はこの十五人を除いた七十人分で算用されている。<sup>31</sup>二二日の触で「女・童」は無用とされており（傍線④）、「女・童」には賃金が

支払われていないことがわかる。この普請では「女・童」が個別に人足として雇われることはないということである。しかし、この時に「女・童」十五人が人数に計上されているのは、正規の人足七十人と一緒に就労した事を示していると考えられる。村は七十人分の賃金を、八十五人分で再配分したのであり、「女・童」は村を媒介にすることで賃金を得ることができた。以上のことから、農民は個別に日雇いで就労するのではなく、村を通じて組織的に川普請に従事し、また村は人足数や工区を割り当てられ、その責任を負ったと考えることができる。一方、町人請負で行われた五年の川普請について、井上家文書中に関連する史料が見い出せず、同年の御用留中にもこれに関する記録が無いことは、村の組織としての関与がなかった事を示唆する。五年三月頃、武蔵国都筑郡の村が夫食支給を求めたところ、見分役人は困窮者は酒匂川川普請で生活費を稼げとの発言をしている。<sup>32</sup>生活費が必要な者は参加せよというわけだから、村という組織を通じての動員ではなく、個人参加形式である。請負人が実務を取り切った五年の川普請では、個々の人足（農民）を個別的・直接的に徴募・雇用したと考えられる。村が組織的に関与した六年八月とは異なる方式である。これを逆に見れば、六年の普請には請負人が入っていない事を示している。御手伝大名の関わり方を見ると、五年の助役藩の担当者は時折現場を見回るだけよいとされていたが、<sup>33</sup>六年八月では前述のように助役藩の役人衆が直接普請場所の割り当てを指示するなど、直接陣頭指揮に当たっている。これも請負人が間に入っていない事を示すものであろう。また、請負人が入っていれば賃金支払いに幕府が関与する事

はないはずであるが、山中・河野連名の「定」での、賃金は払い小屋で受け取るようにとの示達は、幕府が賃金支払いに関与していることを示しており、このことから請負人が入っていないことが窺われる。「先年大口大破旧記之写」では五年の川普請については請負町人名まですべて具体的に記すが、六年八月では請負人について何も触れていない。後年の記録ではあるがこれも傍証の一つになろう。

金目川筋では、五年は大津屋五兵衛・河内屋三右衛門・萬屋六兵衛・村松屋小兵衛が請け負っていることが確認できるが、史料2は六・七年の川普請では請負人については何も触れていない。また六・七年の普請では一人一匁五分の賃金を下されたところがあるが（史料2傍線②）、請負人と人足とは雇用関係であり、「賃金を下される」という関係ではない。文意からも賃金支給の主体が幕府であることは明らかである。これに対して五年で賃金には触れていないのは、賃金が請負人を通じて支払われたためであると考えられる。酒匂川と同様に、請負人が個々の人足（農民）を個別的直接的に雇用したので、村としては賃銀受取に関与せず、六・七年は、幕府から賃金が支払われたので「賃金を下された」と記したのであろう。金目川筋でも五年は町人請負で行われたが、六・七年は請負人は入らなかつたと判断できる。相模川でも請負人の記述はない。

以上から、大名御手伝による川普請は、五年は全てが町人請負で行われたが、六・七年はいずれも町人請負にはせず、幕府及び御手伝大名の担当者が直接差配したと考えられる。五年と六年との間で、請負についての方針が変更されているとみなされる。その背景については

後で触れるが、七・六年の普請の実施方式には基本的な変化は認められないので、御手伝普請による被災地治水政策は五年と六年の間に一線を画すことができる。

町人請負は村方にも不評だった。先にみた相模川沿十七ヶ村の訴願では、村々は川浚は「請方」ではなく「百姓請」にしてほしいと求めている（史料1）。「請方」とは請負人を間に入れ、業者が普請全般を請け負う方式であろう。村方は、この方式では一回川浚を行えば請負は終了するので、後日に再度の川浚が必要になった場合はその都度願い出なければならず、大変面倒であること、また工事もおざなりになり満足な普請が期待できないと、問題点を指摘する（史料1傍線②）。そして「百姓請」ならば、必要があれば経費の再支給は求めず何度でも川浚を行い、当初の見積り以上の労力が必要になったとしても不足分は村方で補充して行うので、しっかりした普請ができるとしている（史料1傍線①③）。同じような主張は他の村でも確認できる。愛甲郡小野村の惣百姓は、村役人に対し次のような申し入れを行っている。<sup>35</sup>

#### 蓮判相渡し申一札之事

一川浚之儀、御公儀様江去年中より度々御願申上候処ニ、此度被為仰付難有奉存候、就夫ニ去年中茂御浚被下候得共、売人ニ被為仰付候故、普請軽ク匱相ニ仕候故、村中之田畑大分損し、居屋敷之内江茂水押入迷惑申候、今度之御浚御普請之儀者、前々より御願申上候通り、百姓請ニ御願被成可被下候、左候得者御普請堅念ヲ入仕

り、永々田畑荒不申候様ニ仕度奉存候、御奉行様江御願可被下候、以上

宝永六年 丑ノ

六月四日

相州小野村惣百姓

庄右衛門 印

(以下一〇五名略)

同村御役人

三左衛門殿 (以下六名略)

惣百姓は、前年の川普請後も水害が発生しているのは売人(請負人)が行った工事がなござりで杜撰であったためであるとし(傍線①)、今回は百姓請を願うように(傍線②)と、村役人に申し入れた。川浚の対象は小野村地内を流れる玉川と見てよい。五年の御手伝普請が行われた河川である。同じく御手伝普請が行われた押切川(中村川)下流部流域の村々も百姓普請での川普請を訴願している。酒匂川では工事完了後一ヶ月足らずの六月二十二日の大雨で大口堤が決壊し、大水害を引き起こしている。五年中に川普請が行われた河川の大部分で再度の川普請が必要となっており、莫大な資金投入にも関わらず治水効果が上がらず、相模川十七ヶ村の指摘通り、一回限りの町人請負普請では引き続きのアフターケアができていないのである。真偽は不明ながら、酒匂川川普請では請負人は六万三千両で請負い、五万両ほど儲けたとの話も伝えられている。<sup>(38)</sup> 周辺に堆積している膨大な量の砂の流入が続いているという事情もあるが、<sup>(39)</sup> 村方は、治水効果が上がら

ないのは、利益を優先する町人請負での杜撰な普請に問題があると認識し、強い不信感を持っていた。町人請負を忌避するこのような村方の認識は、訴願を通じて幕府も承知してははずである。もちろん、こうした訴願によって幕府の方針が変更されたわけではないだろうが、六・七年の普請で請負人を入れなかったことは、結果的には村々の意向を反映した事になった。

#### 4 宝永六年の被災地巡見の実態とその意義

宝永六年五月から六月にかけて、目付河野勘右衛門等による被災地巡見が行われている。ここで注目されるのは、この巡見に派遣された幕吏が、これに続く御手伝普請にほぼそのまま幕府側担当者として関与している事で、これは巡見とその後の御手伝普請がセットになった一連の施策であることを示すものである。しかし巡見の範囲や実施時期など、その実態は必ずしも明確にはなっていない。そこで以下、巡見の実態を解明し、被災地治水政策との関係を検討したい。

はじめに巡見の日程を検討する。『徳川実記』によると、河野と代官伊奈が相州駿州巡見のために暇を賜ったのが四月二十五日、河野の江戸帰任が六月二十八日である。したがってこの間に巡見が行われたわけであるが、永原慶二氏が、御厨地方への巡見日程を五月(二十日から)とする小山町史通史編の見解を六月と訂正されているので、<sup>(40)</sup> まずこの点を検討する。訂正の根拠は、氏が唯一の史料とされた小山町用沢の遠藤家所蔵の記録で、そこには次のように記されている。<sup>(41)</sup>

宝永六年丑ノ五月十五日ニ相州へ栗田六太夫様、他田文八様の御案

内ニ御見分ニ御出被遊候而相州御仕廻、同六月廿日の晩竹之下村御泊リニ御越被遊、廿一日之晩下小林・上古城ニ御泊リ被遊、廿二日之晩須走ニ御泊リ被遊、廿三日之晩御殿場御泊リ被遊、廿四日の晩三嶋御泊リ被遊、廿五日之晩小田原ニ御泊リ、同廿六日之晩酒匂へ御帰被遊候

これに続く部分にも「右之御奉行様方用沢村御廻リハ六月廿一日ニ御座候」とあり、これによる限り、御厨巡見は確かに六月二十日からと見るべきである。しかしこの記録が唯一の史料ではない。小山町史近世資料編に収録されている宝永七年駿東郡中日向村等五八ヶ村御救嘆願書写には「五拾八ヶ村より御支配様江御訴訟申上候得は、去丑五月御見分河野勘左衛門様御越被遊、村々江被 仰渡候は、砂退井堰川浚共ニ奉差上候様ニも御立見被遊候ニ付積立、其外井堰川浚共ニ御入用金高拾七万両余に奉願上候得共…」（傍線引用者）とあり、見分は五月としている（傍線①）。しかしこの史料は傍線②の文意が繋がらず、河野勘右衛門を勘左衛門とするなど問題があり、五月とする部分も誤記の可能性は否定できない。ところが全く同内容の史料が『地方史研究あずまえびす』に収録されている。関係部分は「五拾八ヶ村ヨリ段々御支配様工御訴訟申上候得ハ去ル丑ノ五月將御見分河野勘右衛門様御越被遊村々工被仰渡候ハ砂退井堰川浚共奉願候様ニト御意被遊候ニ付田畑一反ニ付金三両二分拾三兩餘迄ニ積立其外井堰川浚共ニ御入用金高拾七万両餘奉願上候得共…」（引用は原文のまま。傍線・傍註引用者）となっており、傍線②の文意不明の部分は、傍線④のように脱落があることがわかり、文意ははっきりと繋がり、人名も河野勘右

衛門と正確である。末尾には中日向村のものでは省略されている嘆願に加わった村々の名主・組頭の連署があり、名前の下には「印」と記されている。原文書未見のため断定は出来ないが、嘆願に加わったいずれかの村に残された嘆願書の控えとみられる。一方が他方を写したのであれば、五月とするのは誤記ではないと見てよい。『あずまえびす』には用沢村が見分役人に差し出した文書も収録されているが、砂退・井堰川浚御普請願書の奥付は宝永六年丑ノ五月、村高・家数・村人数・支給御救金合計等書付は五月二十八日付である。この書付には続いて「右ノ通りノ書付ニ通内一本ハ勘右衛門殿へ同一本ハ御徒目付衆へ指上申候用沢村御廻リノ日ハ五月二十一日ニ御座候此外惣人別御扶持之願村組ニテ一本三島ニテ上工菓走りへ被成候事」（引用原文のまま。傍線引用者）と、用沢村には五月二十一日に廻ってきたと書かれている。駿東郡六日市場村の砂退・井堰川浚御普請願書の奥付も五月であり、奥に「御目付勘左衛門様へ上申候」とある。勘左衛門は河野勘右衛門の誤記と見てよい。以上のように、複数の史料が巡見が五月中であることを示しているから、永原氏が依拠した史料のほうに誤りがあると見るのが妥当ではないだろうか。御厨地方巡見は五月（二十日から二四日）でよいと思う。

巡見役人の足取りを追ってみると、五月二日付で酒匂会所から山北方面に廻された触に「相州川通り御普請場所并ニ砂深村々為御見分、公儀御目付様、御徒行目付衆、旦那□御同道ニ而近々江戸御発駕被成、村御廻り被成候間…」とあるから、河野一行の江戸出発は五月二日以降である。五月十日には同じく山北方面に次のような触が廻った。

此度御見分ニ付、村々絵図御入用ニ候間、昏式枚程ツ、ニ村絵図壹枚ニ仕立、尤御普請願之場、并砂退其外願有之村方、其<sup>(箇所)</sup>ケ書記、惣而壹村之内、田畑作場居村付山林川堀□有増ニ、来ル十二三日頃迄之内ニ仕立、差置可被申候、尤此方江持参不及候、御見分先ニて入用ニ候間、すみ絵図ニ成とも致無油断、仕立置可被申候、以上

五月十日

八田勘左衛門  
萩原覚左衛門

見分先で村絵図が必要なので十三日頃までには用意せよとあるから、山北方面へは五月十三日頃に廻ってくる予定であることがわかる。

足柄上郡荻一色村には「宝永六年丑ノ五月十九日 砂ふりニ付御見分様河野勘右衛門様へ指上候絵図ひかへ」と書き込みのある村絵図があり、<sup>(48)</sup>地内を流れる狩川の部分には「御川除奉願候」と書かれた小紙が貼られている。この見分時に用意された絵図(の控)とみて間違いない。絵図は見分先で使うといっているから、荻一色村近辺は五月十九日前後に見分があつたと見てよい。荻一色村は矢倉沢往還が足柄山地に入つて間もない所であり、往還を西に進めば足柄峠を経て駿東郡の竹之下村に出る。見分一行は五月二十日の晩に竹之下村の泊っているから、山北方面から狩川方面へ進み、そのまま足柄峠を越えて竹之下村に入つたとすれば、順路、日程とも無理なく整合する。足柄上郡小舟村の村絵図の裏には五月中(日は不明)に河野・伊奈等が見分に廻つて来た<sup>(49)</sup>と記されている。淘綾郡寺坂村が「宝永六年丑ノ五月、御公

儀様御見分：御廻り被出候節」に差し出した村内堀間数書上の日付は六月三日である。<sup>(50)</sup>足柄上郡斑目村等が、淘綾郡の梅沢(現二宮町)で河野等に差し出した、酒匂川流路変更計画に反対する願書の日付は六月二日である。<sup>(51)</sup>梅沢は小舟村からも近い。これらのことから、五月末〜六月初めには淘綾郡方面を廻っていることがわかる。『砂大降記』によれば相模川の見分は六月である。同記録には金目川、小野川(玉川)から相模川に廻つたとあるから、相模川見分以前に大住郡から愛甲郡方面を順次見分して廻つたものと思われる。五月二日以降に江戸を発つて以来、河野が江戸に帰任する六月二八日までの、二ヶ月近くをかけた巡見で、おおよそ五月末頃までは足柄・御厨地方、それ以降足柄地方を除く相模地方を廻つたものと推測される。

次に巡見と、この後に実施された川普請との関連を考察する。永原氏はこの巡見を「足柄・御厨巡検」とし、御厨地方に重点が置かれた丁寧なものであり、これを契機として、それまで飢人扶持を支給するだけでほとんど放置されていたに等しい御厨地方に、地域復興に向けた施策が徐々にではあるが実施されるはじめる、<sup>(52)</sup>と巡見の意義を評価している。しかし二ヶ月近い全日程の内、御厨地方に費やしたのは四日間であり、巡見の範囲も、足柄御厨地方だけではなく、大住郡・愛甲郡・淘綾郡に及んでいる。足柄・御厨地方に特に重点が置かれたわけではなく、相模川以西の被災地全域を対象とした巡見と見るべきである。

巡見に派遣された幕吏は、『徳川実記』は河野と伊奈しか記していないが、『文露叢』には代官南條・比企・小長谷・平岡の四名の名が

あり、史料2や『砂大降記』から、御徒目付伊谷茂右衛門・同市野新八郎、御小人目付(2〜4名)も加わっていたことが確認できる。<sup>55</sup>この内、河野と御徒目付の二名、そしておそらく御小人目付は全地域を廻っている。代官は、足柄・御厨地方には伊奈しか加わらず、足柄地方を除く相模地域には伊奈は加わっていないようである。伊奈は足柄・御厨地方の支配代官で、南條・平岡・比企・小長谷等はいずれも相模国の巡見対象地域内にその支配担当地を持つ。全地域を廻った目付・御徒目付が巡見の中核であり、代官はその管轄地域のみ巡見に加わったのであろう。これまでも幕府は何度か被災地見分を行っているが、派遣されたのはいずれも代官手代クラスの下級役人である。<sup>54</sup>それと比べて、今回は地位の高い役人が直接現地に向向しているわけで、この問題処理に対する幕府の積極的な姿勢が窺われる。

幕府は、巡見で収集した諸情報に基づいて対応策を策定したはずで、その結論が、酒匂川筋・金目川筋・相模川で御手伝普請を行うことであり、御厨地方は除外された。御厨地方の村々から求められた諸対策に必要な経費は莫大な額にのぼり、<sup>56</sup>大名に負担を転嫁する御手伝普請を活用しても、とうてい対応できないと判断されたのであろう。

巡見メンバーはほぼそのまま、引き続き実施された御手伝川普請に幕府側担当として配置されている。河野は酒匂川・金目川・相模川すべてに関与している。御徒目付の伊谷・市野両名と御小人目付は、少なくとも金目川と相模川には関わっている。代官は、酒匂川普請は伊奈、金目川・相模川は、相模地域を廻った代官四人の内の少なくとも三人の関与が確認できる。巡見で現地の様子をつぶさに見聞し、状

況をよく把握しているものを配置しているのである。また、普請開始に先だつて、新たに御勘定二名が「川浚御用」を命じられている。<sup>56</sup>巡見には加わっていないが、実務に精通したものを配置したとみられる。こうした人員配置をみると、荻原重秀が取り仕切り、工事実務は請負人に任せきりであった前年の川普請とは様相が異なり、幕府が直接関与しようとする姿勢が看取される。前年の川普請は、自然の威力に太刀打ちできなかったという側面もあったにせよ、水害を防ぐことができず結果的に失敗であった。再度の川普請を余儀なくされた幕府は、その反省の上に、態勢を整えて改めてこれに取り組んだのである。

普請は六年八月から、酒匂川、金目川、相模川の順で実施され、その褒賞は、助役大名へはそれぞれの普請終了の都度に行われたが、幕府関係者へは相模川普請終了後の七年七月二八日にまとめて行われている。これをもつて幕府の対策はすべて終了したということであろう。宝永六年八月末から始まり、七年七月に終了した酒匂川筋・金目川筋・相模川の川普請は、六年五月〜六月の巡見を起点とする、連続性を持った施策であったといえよう。

この一連の施策においては荻原重秀と伊奈半左衛門の影が薄いように思える。前述したように、川普請に対する幕府側の人員配置を見ると、五年では荻原・伊奈しか確認できないが、六・七年では勘定奉行中山時春以下、目付・御徒目付・御小人目付・御勘定・代官等、多くの人員が関与している。褒賞をみても、五年では幕吏では荻原・伊奈のみであったが、六・七年では多くの幕吏が褒美を賜り、その内容も、荻原が時服五であるのに対して、中山、河野はいずれも黄金十枚(寛

政重修諸家譜の記事)、伊奈の時服羽織二にたいして、他の代官は時服二である。五年と比べると、二人の比重の低下が看取できよう。また、六年の川普請の時に関係村々に対して出人足の不足を咎めた触に「其段御手伝方より出雲守様、勘定様へ申上候<sup>ニ</sup>而吟味可致旨被仰渡候間」とある。出雲守は中山時春の事で、「勘定様」とは川浚御用を拝命した御勘定の江守傳十郎と海上弥惣兵衛であろう。川普請に關連する触は伊奈配下の酒匂会所から出されてはいるが、人足動員のトラブルには山中時春や御勘定のような中央役人が、代官伊奈を飛び越えて直接関与している様子が窺える。荻原重秀がほとんど一人で取り仕切った五年の川普請とは異なり、多くの人員が配置された六・七年の一連の川普請では、荻原・伊奈は「大勢の中の一人」に過ぎず、施策遂行の中核的地位にいなかったことを示している。この背景には宝永六年一月初旬の五代綱吉の死去、家宣の六代目將軍襲職があると思われる。新將軍家宣の下で新井白石が政治運営への影響力を強め、町人請負制度をリードしたとされる荻原重秀は次第に力を失い、正徳二(一七一一)年には失脚する。翌正徳三年、幕府は川普請での請負制度を廃止する。<sup>(58)</sup>御手伝普請は宝永五年二月から七年七月まで、数次にわたって実施されたが、五年と六年との間に、人員配置や請負人の有無など、幕府の取り組み姿勢に基本的な変化が認められる。六・七年の川普請での荻原重秀の比重低下と、請負人を入れない方式の採用は、家宣政権のその後の政策にそのまま結びついており、同政権の方向性が早くも表れたと見ることができよう。

## 二 中小河川・用排水路の川浚普請

被災地域には御手伝普請の対象とならなかった河川・水路も多数存在し、そうした河川・水路でも川普請・川浚は行われている。本節では、そうした河川・水路の川浚普請に対する幕府の対応を検討する。宝永五年中に、大名御手伝普請の対象にはならなかった河川・水路に対して浚人足扶持が支給されたことを示す史料が少なからず見いだせる。表2は管見に入ったものをまとめたもので、ここから、さしあたり次の事が指摘できる。①浚人足扶持支給は、駿東郡と足柄地方を除く、相模・武蔵の被災地の各郡で確認できる。②浚人足扶持には、「川浚人足扶持」とされるものと、「用水堀浚人足扶持」等とされるものの二種類が見られ、その支給額には大きな違いがある。③一村で「川浚人足扶持」と「用水堀浚人足扶持」の両方を支給されている事例が少なくない。これらは、御手伝普請対象外の河川・水路の川浚に対して、幕府が何らかの援助をしていることを示すものである。以下、表2の内容を具体的に検討し、大名御手伝普請対象外の河川・水路の川浚と公権力の関わりを明らかにしたい。

### 1 川浚人足扶持と用水堀浚人足扶持の違い

浚人足扶持には、「川浚人足扶持」とされるものと、「用水堀浚人足扶持」等とされるものがあることを指摘したが、両者の違いを確認したうえで、その具体的内容を明らかにしたい。次に取り上げたのは大住郡西富岡村の事例である。(史料中傍線筆者)

表2 用水堀浚人足扶持・川浚人足扶持の支給が確認できる史料一覧

| 郡   | 村             | 浚人足扶持の支給状況                                   | 支給月日<br>宝永5年 | 備考                                 | 出典           | 整理<br>番号      |   |
|-----|---------------|--|--------------|------------------------------------|--------------|---------------|---|
| 大住  | 西富岡村          | 用水堀浚扶持米として米2石1斗8升の代金3両502文を支給される             | 3月1日         | 鎌倉郡宮前村で受け取る駄賃(1里1駄24文)も支給金1両=米7斗替え | 堀江文書123      | 1             |   |
|     | 西富岡村等9ヶ村      | 九ヶ村用水川の川浚普請を訴願、大名御手伝普請で川浚が行われる               | 3月           | 大名御手伝普請は同年5月中に実施                   | 堀江文書116      | 2             |   |
| 洵綾  | 生沢村           | 用水砂浚人足御扶持方として金5両2分を割り渡す                      | 3月           | 金10両=米17俵替え                        | 二宮康家所蔵資料8    | 3             |   |
|     |               | 不動川浚扶持方米代として金100両2分永24文を受取り、割り渡す             | 6月           | 五月節句前に19両2分内貸し                     | 二宮康家所蔵資料9    | 4             |   |
|     | 中里村           | 御救金の寛・川浚馬飼料御救として計257両2分銭971文、用水堰砂浚扶持21俵3斗を支給 |              |                                    |              | 相模国村明細帳集成3-14 | 5 |
|     |               | 堰堀浚人足扶持米3石8斗8升を支給される                         | 2月           | 1人2合5夕宛                            | 相模国村明細帳集成3-8 | 6             |   |
|     |               | 塩海川・打越川浚人足扶持として金65両1分永64文を支給される              | 4月           | 1人5合宛                              | 相模国村明細帳集成3-8 | 7             |   |
| 愛甲  | 温水村           | 恩曾川浚御扶持米代として金28両3分・永147文を支給される               | 同年中          |                                    | 厚木市史2-258    | 8             |   |
|     | 温水村           | 用水堀浚御扶持米として4石8斗9升7合5夕を支給される                  | 同年中          | 駄賃永238文も支給される                      | 厚木市史2-258    | 9             |   |
|     | 温水村等8ヶ村       | 恩曾川砂浚を訴願し、浚人足扶持米代として金126両2分・永187文を支給される      | 4月26日        | 扶持米116石6斗8升5合5夕                    | 厚木市史2-257    | 10            |   |
|     | 金田村等中津川沿      | 中津川通り砂浚人足御扶持米代金として金200両1分・銀14匁2分を支給される       | 4月27日        |                                    | 厚木市金田村元飛鳥田文書 | 11            |   |
| 高座  | 西富村           | 藤沢大川砂浚の扶持米8石4斗3升7合5匁分の代金9兩永161文を割渡す          | 5月           | 1人5合宛                              | 藤沢市史2災害14    | 12            |   |
|     | 中野村           | 用水悪水堀井河浚の人足扶持方米金を支給される                       | 5月以前         |                                    | 公文書館小塩家文書    | 13            |   |
|     | 宮山村           | 用水悪水堀の扶持米を支給される                              | 不詳           |                                    | 皆川家文書        | 14            |   |
|     | 宮山村等6ヶ村       | 目久尻川(の川浚を)訴願し、御金を支給される                       | 不詳           |                                    | 皆川家文書        | 15            |   |
| 鎌倉  | 津村腰越村         | 神戸川・行逢川の川浚扶持米の支給を認められる                       | 5月           |                                    | 公文書館島村武重家文   | 16            |   |
| 足柄上 | 北田村           | 用水堰浚御扶持方米代金と川浚人足御扶持方米代金を支給される                | 5月以前         |                                    | 公文書館北田村文書    | 17            |   |
| 久良岐 | 根岸村           | 用水堀浚人足御扶持分として米1石2斗余を支給される                    | 4月           |                                    | 横浜市史稿本高橋家記録1 | 18            |   |
|     |               | 川浚御ふち米として金13両2分余支給される                        | 4月以降         |                                    | 横浜市史稿本高橋家記録1 | 19            |   |
|     | 宮下村           | 用水堀浚人足御救米代金として金2分と銀1匁2分7厘を支給される              | 5月21日        |                                    | 県史6-98       | 20            |   |
|     | 宮下村等本牧金沢領21ヶ村 | 大岡川の川筋浚人足御救米代金として計348両2分余を支給される              | 5月21日        |                                    | 県史6-98       | 21            |   |
|     | 永田村           | 堀さらい人足御扶持方米として米2石7斗4升4合5夕を支給される              | 2月~3月        | 一人2合5夕宛駄賃(3駄半分)も支給                 | 横浜市史稿本服部家文書  | 22            |   |
| 都築  | 山田村           | 松橋川浚人足扶持方として米6石5斗3升2合5夕を支給される                | 3月27日        | 橋樹郡市ノ坪村で受け取る駄賃(1里1駄24文)も支給         | 公文書館小泉里治家文   | 23            |   |
|     | 勝田村           | 用水堀浚扶持米として米3石7斗5升を支給される                      | 3月27日        | 橋樹郡市ノ坪村で受け取る駄賃(1里1駄24文)宛も支給        | 公文書館関家文書32   | 24            |   |
|     | 佐江戸村          | 用水堀浚扶持米として米3石5斗4升を支給される                      | 3月27日        |                                    | 公文書館小泉里治家文   | 25            |   |
|     | 高田村           | 用水堀浚扶持米として米10石8斗9升を支給される                     | 3月27日        |                                    | 公文書館小泉里治家文   | 26            |   |
| 橋樹  | 上野川村          | 用水堀浚扶持米として米5石7斗3升2合5夕を支給される                  | 3月27日        |                                    | 公文書館小泉里治家文   | 27            |   |

太字は史料文言をそのまま引用した部分。

出典は史料集類に収録されているものはその文書番号を示した。書名は略称である。

未収録史料のうち「公文書館」とあるのは神奈川県立公文書館、「横浜市史稿本」は横浜開港資料館所蔵、その他は個人蔵。

[史料3]<sup>59</sup>

覚

一此度本川通并ニ用水悪水堀通へ砂積候ニ付、開発仕候田地之内江砂押込迷惑仕候故、惣百姓相談を以 御公儀様江川浚之御訴詔被成被下候様ニと願申候ニ付、川通九ヶ村之衆一道ニ御訴詔被成候段御尤ニ存候、乍此上御訴詔之儀ニ付、惣百姓少も相違無之候、依之入用高取作ニ仕、惣百姓連判ニ而如此願書書入置申候、弥々被入御精、御訴詔被成可被下候、為後日仍如件

宝永五年

子ノ三月

文左衛門 印 (以下四五人署判略)

名主 仁左衛門殿  
組頭 平左衛門殿

[史料4]<sup>60</sup>

乍恐以書付奉願候御事

|          |       |      |
|----------|-------|------|
| 一 九ヶ村用水川 | 日向新田村 | 西富岡村 |
| 水上 日向新田  | 上粕屋村  | 田中村  |
| 洪田山      | 下粕屋村  | 上谷村  |
|          | 下谷村   | 小鍋嶋村 |
|          | 大嶋村   |      |

右用水川之義、日向山洪田山之谷合より砂段々流出、平均砂四尺ほとつ、埋申候ニ付、田方用水掛樋押埋迷惑仕候、此上少し之水出ニも堤を越、押崩、かた付候田畑損し可申と奉存候

一日向新田村者、右之用水百姓吞水ニ仕来候へ共、川通水滞申候而者、吞水ニ難義仕候

一川末上谷村下谷村ハ、百姓居村之中を流通候ニ付、前々より満水之節ハ迷惑仕候ニ、砂積候て川敷高ク罷成候へハ、向後少之水出ニも百姓家之内へ水押入、及難義ニ可申と奉存候

一右九ヶ村、川浚普請仕度奉願候得共、当分田方砂片付半々ニ而、人歩無御座、川浚不罷成候、然共、川浚不仕候而ハ、砂かた付候田へ水入申事成り不申候、苗場之水ニも迷惑可仕候、御慈悲ヲ以田方仕付前川浚仕候而、砂片付申候田仕付申候様ニ、被仰付被下候ハ、難有可奉存候、以上

宝永五年子ノ三月

相州大住郡

九ヶ村中

名主組頭

連判

岩井菅右衛門様  
新庄太右衛門様

[史料5]<sup>61</sup>

(表紙)

「砂積候ニ付用水堀浚扶持方割帳 宝永五年戊子三月十七日」

一米式石壹斗八升 西富岡村

右ハ砂積候ニ付、用水堀通間地 御公儀様江書上申候ニ付、為御扶持方与、鎌倉郡宮前村御藏ニ而被下置候由、御見分岩井菅右衛門殿、新庄太右衛門殿、いせ原村ニ而、二月晦日ニ被仰付候、依之、下粕屋村清兵衛、板戸村武兵衛、矢崎村番右衛門、請取ニ参

候、駄賃錢、壹里<sup>④</sup>付廿四文積り<sup>⑤</sup>被下候、此錢四百七拾文、米之代金三兩五百弍文

直段<sup>⑤</sup>壹兩<sup>⑤</sup>付七斗替、右之通り宮前村<sup>⑤</sup>而米払申候而、金子持參請取申候、米代金駄賃錢二口<sup>⑤</sup>金三兩九百八十文也、此内<sup>⑤</sup>而四百八十壹文ハ入用切賃<sup>⑤</sup>二払、残<sup>⑤</sup>而三兩四百九十五文ハ、三月四日下粕屋村<sup>⑤</sup>而請取申候、此割合門役<sup>⑤</sup>二仕候、壹軒<sup>⑤</sup>付錢弍百拾三文五分つ、(以下略)

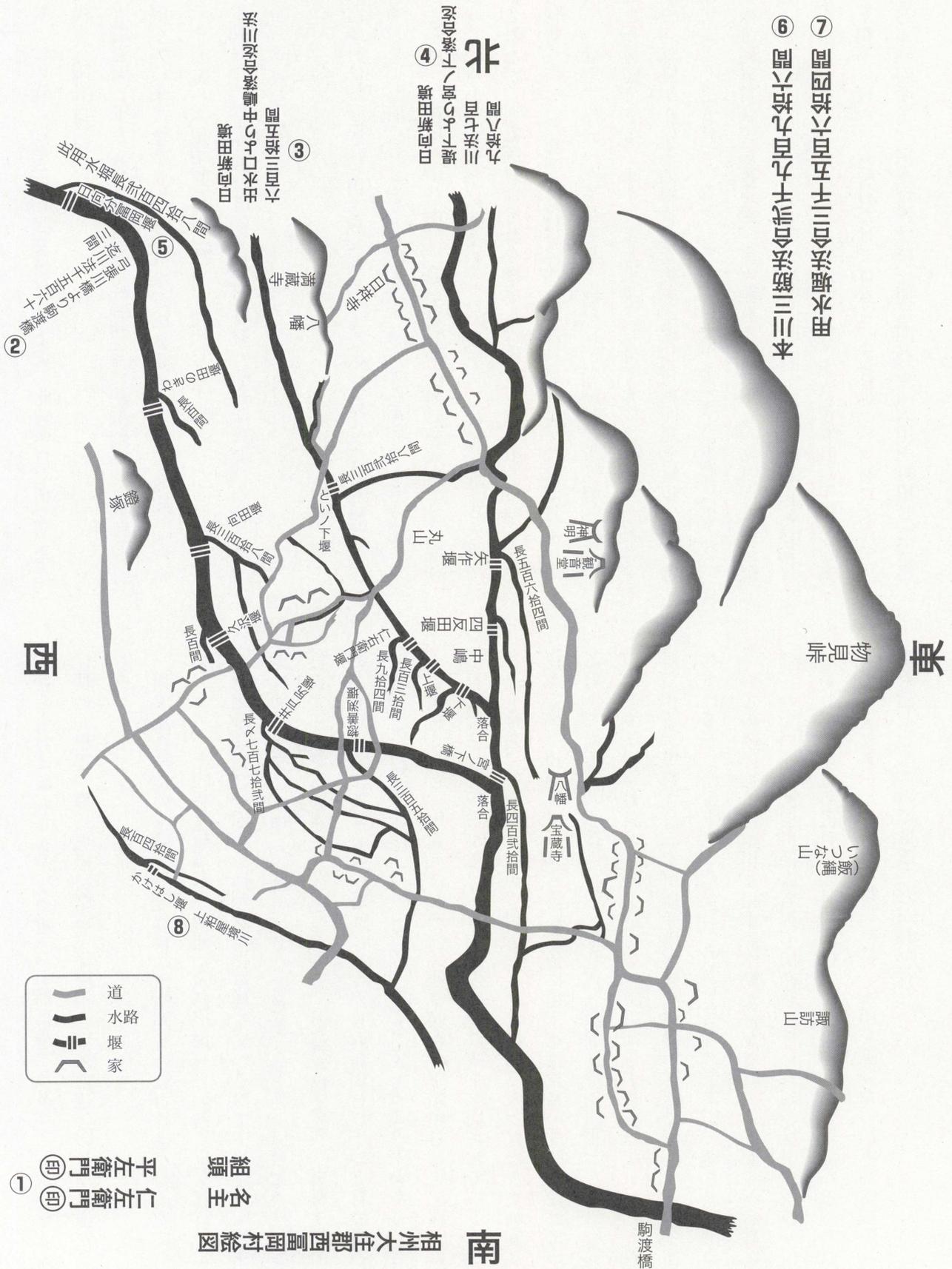
西富岡村は幕府から「用水堀浚扶持」を支給された(史料5傍線①)。二月晦日に、幕府代官(岩井菅右衛門・新庄太右衛門)から支給の事が伝えられ、下粕屋村清兵衛等三名が鎌倉郡宮前村御蔵まで受け取りに出向き、その際の駄賃錢も支給された(史料5傍線②③④)。米で支給されたが、西富岡村はそれを換金した代金で受け取っている(史料5傍線⑤)。この史料からは、「用水堀浚扶持」は、西富岡村だけではなく、受取に出向いた下粕屋村・板戸村・矢崎村にも支給されていることが確認できる。また、宝永五年三月付で大住郡の三六ヶ村名主連判で、幕府からの各種御救金支給を感謝し耕地開発と耕作に励む旨の請書が差し出されているが、その中に「用水堀浚人足御扶持米并<sup>⑥</sup>、右御米付届駄賃錢等迄被下置、重々難有奉存候」との文言がある。駄賃錢まで支給されたところから、これは史料5の、「用水堀浚扶持」の事を指している。ここから用水堀浚扶持を支給されたのは、西富岡・下粕屋・板戸・矢崎村だけではなく、大住郡三六ヶ村に及んでいたことが判明する。用水堀浚扶持受領に関わる諸入用を算用した西富

岡村の史料には「しもかすや組」「小稲葉組」とあり、三六ヶ村は大住郡の北東部一帯(現伊勢原市〜平塚市北東部近辺)の村々と推定される。

用水堀浚扶持の支給を受けた後、西富岡村の惣百姓は、村役人にして、「本川通并用水悪水堀通」が砂で埋り、開発(砂を除いた)した田地に再び砂が押し込む状況に難儀しているので、幕府へ川浚を訴願するようにと申し入れている。これをうけて、「川通九ヶ村」は村役人連名で訴願を行うこととなった(史料3傍線②)。史料4がその訴願状で、ここから「川通九ヶ村」が日向新田村以下の九村であること、「九ヶ村用水川」とは、洪田川のことであることがわかる。さて、史料5から、川通九ヶ村の内、西富岡村・下粕屋村は大住郡三六ヶ村に含まれているから、すでに用水堀浚扶持を支給されている。残る七ヶ村も、その所在地から判断して、大住郡三六ヶ村に含まれると見てよい。川通九ヶ村は、訴願以前に用水堀浚扶持の支給を受けている村々である。九ヶ村はその支給直後に訴願行動を開始しているから、用水堀浚扶持が対象とした水路には洪田川は含まれていなかったと判断できる。史料3は「本川通并用水悪水堀通」が砂で埋っていると述べているが(傍線①)、九ヶ村が訴願したのは「本川」、即ち洪田川についてのみである。本川と用水悪水堀が併記されているから両者は区別されている。洪田川は大名御手伝普請が行われた金目川水系の一つであり、宝永五年五月〜六月にかけて川普請が実施されている。これらことから、「用水堀浚扶持」は、本川を除いた、用水悪水堀のみを対象としたものであることがわかる。

図2 「相州大住郡西富岡村絵図」 トレース図

※図中丸数字は筆者



北  
 圖八拾九  
 五百七拾三  
 間合法堀  
 ④ 圖五拾九  
 間合法堀  
 圖田堀回田

③ 圖廿三間  
 法堀水用  
 田堀回田

⑤ 圖三拾二間  
 法堀水用  
 田堀回田  
 ② 圖十間  
 法堀水用  
 田堀回田

道  
 水路  
 堰家

① 仁左衛門  
 組頭  
 平左衛門

南  
 相州大住郡西富岡村絵図

用水悪水堀とは一般的には用排水路のことであるが、西富岡村では具体的にはどのようなものか。西富岡村の村絵図からそれを確認してみたい。同村の名主を勤めた堀江家の文書中に制作年不詳の「相州大住郡西富岡村絵図」<sup>64</sup>があるが(図2はそのトレース図)、これは宝永五年時点での西富岡村の水路状況を描いた村絵図と考えられる。絵図中には作成年などは記されていないが、以下の理由で宝永五年のものとして特定できる。絵図中には名主仁左衛門と組頭平左衛門の署名がある(トレース図中記号①、以下同じ)。西富岡村は旗本二給の村で、この二人は戸田氏領分の村役人である。堀江家文書『砂御検分書上げ帳』をみると、戸田氏領分では宝永五年閏正月中に、名主が平兵衛から仁左衛門に、組頭が仁左衛門から平左衛門に交代していることがわかる。<sup>65</sup>堀江家文書の中で、平左衛門が組頭として現れるのは同年十二月二十八日付田畑売券が最後である。<sup>66</sup>同家文書は江戸初期から幕末まで万遍なく史料が残り、仁左衛門は襲名されて名主を勤めているが、平左衛門を名乗る人物が組頭を務めた事例はこの時以外には見あたらない。したがって、名主仁左衛門・組頭平左衛門という組み合わせは、宝永五年閏正月後半から同年十二月下旬までの一年足らずの間にしか存在しないので、絵図作成時期はこの期間に限定してほぼ間違いないのである。絵図には、村内の水路とその長さ、堰の位置、その名称等が詳細に描き記されているが、その他の情報は限定的であるから、絵図作成の意図が村内水路情報の表示にあったと考えられる。<sup>67</sup>描かれている水路は二種類に分けられる。仮に一类、二類としておくが、一类は、村域を北から南に流れる太く描かれた三本の川である。順次合流し、

一本の川となって村外に流れ出ている。それぞれ川法(長さ)が記される(②③④)。二類は、この三本の川に設けられた計十四ヶ所の堰から延びる水路である。堰は、隣村日向村に設けられた「日向分富岡堰」(⑤)以外は全て村内に存在し、南西端の「かけはし堰」(⑧)のみ上粕屋境川に設置されている。堰から伸びる水路には全てにその長さが記される。そして水路総延長が、「本川三筋法」(⑥)と、「用水堀法」(⑦)とに分けて記されているが、一類の川法合計が「本川三筋法」と、二類の川法合計が「用水堀法」とそれぞれ一致する。したがって、一類が「本川」、二類が「用水堀」に該当する。「本川」の本流(②がそれにあたる)は村域では弓張川と呼ばれているが、支流の八幡谷川(③)・後谷川(④)を合わせて、末は洪田川になる。宝永五年閏正月に幕府代官に差出した西富岡村の村況書上に記された水路状況の部分には「一堰大小拾四ヶ所、内壱ヶ所日向村之内ニ而仕候、此用水堀三千五百六拾四間」とある。この用水堀の間数と堰の数が、絵図の「用水堀」のそれと一致するから、両者は同じものを指していることがわかる。以上から、「用水堀」とは、本川(洪田川)から取水している村内の用水路であると確認できる。一方、村況書上はさらに「散在山谷合田」の用水悪水堀も書上げているが、本川(洪田川)については何も触れていない。洪田川は九ヶ村用水川とも呼ばれ、九ヶ村連判で訴訟していることからわかるように、九ヶ村の共同で利用・管理されている河川である。<sup>68</sup>村況書上が他の村と共同利用・管理している洪田川に触れていないのは、これがその村限りの情報を書き上げた文書であるためと考えられる。ということは、この文書に書上

げられた水路については、利用・管理に他村が関わっていないこと、換言すれば「用水堀」は利用・管理が村内で完結している用水であることを示している。「用水堀浚」とは、このような村内用排水路の浚渫の事であると判断される。これに対して洪田川は、前述のように「用水堀浚人足扶持」の支給対象外であり、その川浚は「用水堀浚」と表現されることはなく、「川浚」と表現されている。

以上、西富岡村の史料から、「用水堀浚」とは村内用排水路の浚渫、「川浚」とは複数の村が関係する中小河川の川浚普請であることを確認した。幕府は、洪田川を大名御手伝普請とする一方で、村内用排水路については「用水浚人足扶持米」を支給し、その受領に必要な駄賃も合わせて支給したことが明らかになった。「用水浚人足扶持米」は大住郡内の三六ヶ村に支給されている。したがって、これは被災地の広範囲を対象とした幕府の施策と想定されるのであるが、はたしてどうであろうか。また、洪田川は御手伝で川普請が行われたが、では大名御手伝普請の対象にならなかった中小河川に対しては、幕府はどう対処したのだろうか。次にこの点について検討する。

## 2 「用水堀浚」に対する幕府の対応

### a 「用水堀浚人足扶持」支給までの具体的経過

都筑郡山田村は幕府へ訴願を行い、六石五斗余の「用水堀浚人足扶持米」を支給された。山田村にはこの時の史料が残されており、用水堀浚の人足扶持が支給されるまでの具体的経過を知ることができる。

### 〔史料6〕

#### 山田村用水堀目録

|             |        |
|-------------|--------|
| 一 七百六拾壹間    | 重代谷日向通 |
| 一 五百六拾壹間    | 重代谷日影通 |
| 一 貳百間       | 中ぼり    |
| (中略)        |        |
| 一 八拾貳間      | 樋堀り    |
| 但樋六間        |        |
| 堀数ノ貳拾三筋     |        |
| 間数ノ七千七百四拾壹間 |        |

是ハ絵図ニ銘々間数場所々へ書付申□り

### 〔史料7〕

#### 山田村

|             |           |       |
|-------------|-----------|-------|
| 松橋川         | 深サ八尺      | 大棚村より |
| 一九百八拾間      | 砂埋 但横 四間  | 高田村境迄 |
| 此砂坪五千貳百拾六坪  |           |       |
| 浚人足貳万六千百三拾人 |           |       |
| 但壹坪ニ付五人積    | 浚揚        |       |
| 下根          |           |       |
| 一 池ヶヶ所 貳反歩  | 砂埋 深サ七尺   |       |
| 此砂坪七百坪      |           |       |
| 浚人足四千九百人    | 内 三人浚人足   |       |
| 但シ壹坪付七人積    | 内 四人はこひ人足 |       |

砂捨場迄式町

しんなし谷より杵橋川迄 長 千五百間  
一 谷川壺筋砂埋 横 壺間

此砂坪千坪

浚人足千五百人 但壺坪付壺人半積 浚揚

徳生谷前より松橋川迄 長九百間

一 谷川壺筋砂埋

横 壺間  
深サ四尺

此砂坪六百坪

浚人足九百人 壺坪壺人半積 浚揚

村中用水堀

一 堀数合式拾三筋

此間数七千七百四拾壺間  
横三尺  
深サ式尺

此砂坪式千五百八拾坪

浚人足式千五百八拾人 壺坪付壺人積

人足都合三万六千拾人

右之通少も相違無御座候 以上

宝永五年子二月

山田村

海野弥五郎様  
佐藤弾右衛門様

名主 藤助郎  
名主 八右衛門  
名主 弥太夫  
名主 市郎左衛門

(中略)

ケ様相認、堀浚之儀、御見分江奉願候、外ニ村絵図もいたし差上候、  
絵図下書ハ八左衛門方御座□

〔史料8〕

村々御見分三月十七日御仕舞、同十八日三川崎町より御帰符被成候、  
高田・久末・山田・勝田・大熊之儀、同十九日江戸へ罷出、四つ谷  
塩町にて依田五兵衛様御手代佐藤弾右衛門殿、下谷新し橋にて室七  
郎左衛門様御手代海野弥五郎殿、右御両所御礼相濟候、五ヶ村寄合  
ニ而金式分宛、御両所江壺両出ス、此金、高割いたし、山田より式分  
出申候、廿日ニ萩原近江守様江御救金之御礼に罷出(中略)、扱廿三  
日夜中御召状參、廿四日高田・野川・山田・勝田・佐江戸、用水堀  
浚願叶申候付、御召被成、当村よりハ平七郎出申候、松橋川斗相叶、  
人足扶持方米被仰附候

〔史料9〕

一米六石五斗三升式合五夕 山田村  
一米三石五斗四升 佐江戸村  
一米拾石八斗九升 高田村  
一米三石七斗五升 勝田村  
一米五石七斗三升式合五夕 上野川村  
右合三拾石四斗四升五合  
右之御米、江川左兵衛様御支配所より御渡し被遊之由、弾右衛門様、

弥五郎様、御兩人御差図ヲ以、其日ニ江川様御屋敷罷出申候、御も  
とじめ荒井五郎兵衛殿江金壹分、御手代野村庄左衛門殿江貳分、御  
兩人江三分出申候、佐江戸村者其節不参候間、残り四ヶ村にて右割  
合いたし候、稲毛領市ノ坪村にて米御渡し可被下旨御意被成候、扱  
廿五日何茂首尾□罷歸候、同廿七日夜中、江川様御手代神田陽右衛  
門殿より米御渡し之配符参候ニ付、人馬召連、廿八日ニ市ノ坪村迄  
孫太夫参、御米請取参候、陽右衛門殿江茂礼金貳分出申候、五ヶ村  
割合にて、山田より七百八拾文出申候、米壹石ニ付百貳拾文割、右  
請取参候、米九俵貳升壹合五夕、平七預候、残而八俵、孫太夫預り  
申候、合拾七俵貳升一合五夕也、但シ三斗八升二合入

〔史料10〕

覚

一 鑿三百三拾文 駄賃

右者、今度山田村用水堀浚人足扶持米、從 御公儀様被下置候ニ付、  
米六石五斗三升貳合五夕、此俵拾七俵貳斗四升貳合五夕、但シ三斗  
七升入、江川左兵衛様御代官所橋樹郡市之坪村より道法壹里半之所、  
老里壹駄ニ式俵附、式拾四文宛被下、重々難有慥ニ請取申候、以上  
宝永五年子二月

室七郎左衛門様御内

海野弥五郎殿

依田五兵衛様御内

佐藤弾右衛門殿

名主年寄

判形前と同断

〔史料11〕

覚

一 用水堀浚壹ヶ所長九百八拾間

横 平均貳間  
砂深平均四尺

砂坪千三百六坪五合

此人足貳千六百拾三人 但壹坪付貳人懸り

浚人足  
砂捨人足共

此御扶持米六石五斗三升二合五夕

壹人二合五夕宛

右之通、用水堀浚人足御扶持米御下し候□、難有可奉存候、右御  
米、江川左兵衛様御代官所より相渡積り候、可被得其意候、以上  
子二月  
海野弥五郎  
佐藤弾左衛門

山田村

名主

年寄中

山田村は被災地の現地調査にやってきた見分役人へ用水堀浚の実施  
を求める訴願を行った。史料7が見分役人へ差し出した願書の控で、  
宛先の二名は都筑郡北部から橋樹郡にかけての地域を担当した見分役  
人ニ幕府代官手代である。末尾に「ヶ様相認堀浚之儀御見分江奉願候、  
外ニ村絵図もいたし差上候」とあるように、村中の用水堀二十三筋、  
「松橋川」とそれに合流する谷川二筋、池一カ所の浚渫に必要な労力  
を算出し、絵図を添えている。史料6では村内の「用水堀」二十三筋  
のそれぞれの場所・長さ・総延長が積算されており、史料7で「村中

用水堀」と一括されている水路の詳細目録である。この情報は「是ハ  
絵図ニ銘々間敷場所々々へ書付申□り」とあるように、絵図中にも書  
き込まれた。「松橋川」は現在の地名からは確認できないが、山田村  
の南東村境を区切る早瀬川（鶴見川の支流）に「待橋」という橋あり、  
そのすぐ下流側に「松橋堰」という堰がかつて存在した。<sup>11</sup>その付近で  
山田村地内を流れてきた水路が早瀬川に合流しており、おそらくこの  
水路が「松橋川」であると思われる。訴願は、浚渫を必要とする用排  
水路の所在と総延長・砂坪（浚渫する砂の総体積）・人足数（必要労  
力）を書上げ、絵図を添えて行われた。史料8からその後の経過が分  
かる。現地調査を終えた代官手代は三月十八日に江戸に戻り、その翌  
日には山田村等五ヶ村は合同して両名宅まで出向いて礼金を差出して  
いる。さらに勘定奉行荻原重秀へも御救金の札に出向いている。荻原  
重秀が今回の救済事業に強い影響力を持っていることを村側も承知し  
ていることを示している。二十三日の夜、代官手代から呼出しがあり、  
翌日出府すると、高田・上野川・山田・勝田・佐江戸の五村の用水堀  
浚渫が叶ったこと、具体的には浚人足米が支給されることが伝えられ  
た。史料9から扶持米の支給額と受領の手順がわかる。扶持米は代官  
江川左兵衛支配の橘樹郡市ノ坪村で受け取るように指示され、二十七  
日には江川左兵衛の手代から「米御渡之配符」が届き、二十八日に市  
ノ坪村へ出向いて扶持米を受領した。受け取りに際しては運搬費用と  
して駄賃も併せて支給された（史料10）。この経過で、訴願から支給  
までがきわめて短時間で処理されていることが注目される。見分役人  
が江戸に戻ってから山田村に呼出しの連絡が来るまで僅か六日たらず

である。山田村と同時に支給を伝えられた他の村々も訴願を行ってい  
ただろうから、幕府がこの僅かの日数で訴願内容を検討して対策を立  
て、具体的な支給額を算定する等の手続きを処理できたとは考えられ  
ない。少なくともこの事例では訴願があつてから幕府側が対応したの  
ではなく、訴願以前にすでに人足扶持を支給する方向は決まっていた  
と見てよいだろう。

支給が決まっていたとすれば、問題は支給額をどう算定するかであ  
る。山田村に認められたのは「松橋川」分のみで、しかも村側が求め  
た額の十分の一相当であつた。扶持米は一人に付き二合五夕とされて  
いるから（史料11）、山田村の支給額六石五斗三升二合五夕は二六一  
三人分になり、訴願で松橋川分として申告した人足延べ数二六一三〇  
人のちょうど十分の一である。村側は砂浚に必要な人足数を、浚砂坪  
五二二六坪（長九八〇間×深八尺×巾四間。一間立法が砂一坪）、一  
坪分の砂浚に必要な人足数を五人として算出しているが、幕府は水路  
の中と深さをそれぞれ半分にして砂坪を四分の一に減らし、一坪当り  
必要人足を二人とすることで、延べ人足数を十分の一に圧縮している。  
幕府の見分役人は細々した数値まで調査する余裕はなかったと思われ  
るから、村が提出した訴願文書や絵図の数値を基にして、それを操作  
して支給額を算定したものと考えられる。

#### b 「用水堀浚人足扶持」支給の地域的範囲

山田村等には人足扶持米が支給されたが、この中には見分役人宅へ  
の謝礼など共に行動した五ヶ村のうち、久末村・大熊村が入っていない

い。この五村はいずれも隣接し、その立地条件に大差はない。当然被害程度も同じであろう。謝礼に共同で出向いていることからこれらの村々は日常的に地域的な結びつきを持っているとみてよい。また、扶持を支給された五ヶ村の内の佐江戸村は、山田・高田・勝田とはやや離れており、その間にもいくつかの村が存在するが、それらの村々については支給の有無は確認できない。久末村・大熊村には支給が認められなかったとすれば、隣接する村々で、人足扶持が支給された村と、されなかった村が混在することになる。「用水堀浚人足扶持」は一部の村に限定的に支給されたのだろうか。表2を見ると、同扶持の支給は各地で確認できる。鎌倉郡では支給を示す直接的な史料は見いだせなかったが、秋葉村、柏尾村が村内用排水路と必要浚人足数を書上げて幕府代官へ差出した文書がある。同様の文書は久良岐郡滝頭村、同根岸村<sup>74</sup>などにも存在する。内容・形式とも、山田村が訴願に添えた文書とよく似ており、幕府はこうした文書に基づいて支給額を決めたと考えられるから、間接的に用水浚扶持米支給を示す史料といえる。御厨地方（駿東郡）・相模国の足柄地方・三浦郡・津久井郡・武蔵国多摩郡ではこうした間接的史料も確認できない。御厨地方は被害甚大で、復旧には大きな困難が予想されたためか大名御手伝普請の対象にもならず、地域復興自体がしばらくは放置された状態であり、この地域の川浚・川普請については別の視点から考察する必要がある。足柄地方は御厨地方に次いで被害が大きく、小田原藩領から幕府直轄領に切り替えられ、大名御手伝による川普請が集中的に実施された地域である。また御厨・足柄地方以外の被災地域には統一基準で支給された

幕府御救金も、ここでは扱いが異なる等、幕府の対応に相違が見られること<sup>75</sup>から、この地域には用水浚扶持は支給されなかったと思われる。三浦・津久井両郡は一部を除いて幕府御救金も支給された様子がなく、そもそも被災地域とは認められていなかったようである。多摩郡では、多摩川以西が幕府の救済策実施範囲に含まれる地域と考えられるが、同地域の野津田村・大塚村では宝永五年七月から十二月にかけて領主の旗本多賀氏へ「溜井浚并堰々御普請」の実施を求めた訴願をしているから、宝永五年中には村内用排水路の川浚は行われていないことが確認できる。また、訴願先が幕府ではなく領主であることから、幕府からの浚人足扶持支給は村側も想定していないとみられる。この地域は幕府御救金支給範囲内ではあるが、被害も軽微で、早急な堀浚の必要性が認められなかったためであろう。以上から、「用水堀浚人足扶持」の支給地域は、御厨地方・足柄地方・多摩郡を除く、被災地域全般と判断する。この地域は幕府が統一基準で御救金三種（御救金・種麦代・馬飼料）を支給した地域とほぼ重なっており、幕府の被災地対策全体の中で注目すべき事柄である。

大住郡では、先に見たように、西富岡村周辺の三六ヶ村が用水堀浚扶持米を支給されたことが確認できる。また洵綾郡では生沢村に次のような史料がある。<sup>76</sup>

（表紙）

「宝永五年子三月用水砂浚人足御扶持方割帳 生沢村 名主惣右衛門」

錢相場四貫六百文かへ

子ノ春用水砂浚扶持方わり

(追筆九) 「一金八兩一分也 溜池代也」

一金五兩貳分也 拾兩二拾七俵かへ

但耆人ニ付<sup>(マ)</sup>分五夕宛之積り、御米拾六俵余三斗八升入、三〇〇御

藏ニ而被下置、<sup>①</sup>淘綾郡惣代□□村名主源右衛門、生沢村名主惣右衛門、

<sup>②</sup>三〇〇江戸方々路金諸人用引残而五兩貳分也、委細之目録惣右衛門所持

之致候

右割合百石ニ永九百九拾六文三分宛 但用水溜池代を引

一金貳兩 西

一同 東

一耆分三百六拾六文 月京

一耆兩八百七拾壹文 谷

浚人足耆人ニ付廿九文八分わり

此人足

三拾貳人 東八軒

耆人宛四日

同 貳拾七人 西八軒

耆人宛四日 但甚右衛門耆人不参引

同 百拾七人 谷拾九軒

是ハ田持田不持并から在家共、

耆軒ニ耆人貳人三人迄右之日数人数左ニ記之

一九百九拾文 東八軒

一八百三拾七文 西七軒

一三貫六百廿壹文 谷拾九軒

以上

右之通、用水浚人足、高を以、無高下御扶持方代割合被下置、儲

ニ受取申候、御公儀□□□□を下置候上ハ、向後も用水旁麓末ニ仕

間敷候、仍如件

宝永五年

子六月三日

西生沢村

名代 加兵衛

東生沢村

名代 □右衛門

(以下、扶持米金割算用部分略)

この史料は、幕府から支給された「用水砂浚人足御扶持」を、砂浚作業に従事した村人に就労日数に応じて配分した算用帳で、掲出したのはその冒頭部分である。生沢村は東・西・谷・月京の四組に分かれている(掲出した史料の後半部分は、規模の小さい月京は谷と合算されている)。「委細之目録」を所持している名主惣左衛門は、谷組に属する。<sup>②</sup>掲出部分が西・東生沢村名代による受取りになっているのはそのためである。日付は六月三日になっているが、表紙の記載から用水浚自体は三月中に実施されたと思われる。ここでは、某村名主源右衛門と生沢村名主惣左衛門が「淘綾郡惣代」と記され(傍線①)、この二名分の行動経費も計上されている(傍線②)点が注目される。「三〇〇御藏」の部分は「三浦御藏」とも読めるが、疑問も残り、詳細は不明である。しかし「御藏」とあるから幕府の米藏であることは確かである。

ある。二名の名主はそれぞれの村の代表としてではなく、淘綾郡惣代として行動しているわけだから、御蔵からの扶持米は淘綾郡全体の村々に支給されたとみてよい。

大住郡三六ヶ村と淘綾郡の二例以外はいずれも個別的で、一定地域全体への支給が確認できるものはない。しかし支給が確認できる村には幕府領も旗本領もあり、被災地域に偏りなく分散して所在している。当然その周辺には立地条件も被害程度も同じ村が数多く存在する。隣接し合う村々によって形成されている地域社会の中で、公権力の救済措置が選別的に行われたとすると、その対象からはずれた村には当然大きな不満が生じ、公権力への不信感が増幅される。また地域社会には対立が生ずる事にもなる。したがって、特別の事情がない限りそのような施策がとられたとは考えにくい。大住郡・淘綾郡の事例から考慮すると、幕府は先に確認した地域内については幕府領・私領を区別せずに、村内用排水路を対象とした「用水浚人足扶持」を支給することを基本方針としたと考えられる。支給時期は判明する限りでは二月～四月である。訴願を受ける形をとっているが、山田村の事例が示すように、支給する方向は早い段階で決まっていたと見られる。幕府は同年閏正月上旬中旬にかけて、見分役人を派遣して被災地の状況を調査している。その報告が集まってくるのは早くても閏正月中旬以降とみられるが、その結果、一定程度の支援の必要性を認識し、扶持米支給の方針が決められたものと推測する。西富岡村が支給を伝えられたのは二月晦日、淘綾郡中里村への支給は二月中であるから、その決定は閏正月後半から二月初め頃ではないだろうか。

用水浚扶持が支給された地域は広範囲であったが、支給額は僅少である。山田村の場合、村側の求めた必要人足数に対し幕府が援助したのはその七割程度に過ぎない。西富岡村への支給額二石一斗八升を、人足一人二合五夕として計算すると、八七二人分である。山田村の場合と同じように、砂一坪に人足二人掛りとすると、砂坪四三六坪分に過ぎない。水路の砂の深さを三尺五寸（西富岡村からはそれほど離れていない恩曾川の砂深さが平均三尺五寸とされている<sup>81</sup>）、川幅を平均一間と仮定して長さを割り出すと約七五〇間ほどとなる。数値に仮定があるが、同村の村内用排水路の総延長三千五百六十四間とは相当の差があることだけは確かで、援助額は村が求めた額よりかなり少なかったとみてよい。山田村も西富岡村も、数多く存在する村内用水路に對して、くまなく支援を受けられたわけではなかった。幕府は、御厨・足柄地域を除く被災地全域に、村内用排水路浚渫の支援<sup>82</sup> 浚人足扶持支給を行ったが、それは広く薄くという性格のものであった。

### c 浚人足扶持米受領の具体的手順

山田村等は、代官江川左兵衛支配の橘樹郡市ノ坪村まで出向き、代官の手元から米現物を受け取り、駄賃も支給された。西富岡村等の場合も、米を受け取りに向いた鎌倉郡宮前村（現藤沢市宮ノ前）は幕府領であり、「御蔵」即ち代官の元からの支出である。米現物、駄賃支給と、山田村の場合と全く同じである。愛甲郡温水村は、宝永五年中に幕府から「用水堀浚御扶持米」四石八斗九升七合五夕を、「右之米駄賃銭」永式百三拾八文とともに支給されている<sup>83</sup>。扶持米受領場所

は不明であるが、現米での支給、駄賃支給と、前二例と基本的に同じである。一方、久良岐郡宮下村や足柄上郡北田村などのように貨幣で受領している村もある。前出の淘綾郡生沢村の『用水砂湊人足御扶持方割帳』も、省略した部分も含めてすべて金銭で算用されている。しかしここでは「金五両式分也、拾両二拾七俵かへ」「御米拾六俵余三斗八升入三〇御蔵ニ而被下置」とあるように支給自体は現米で行われたことが確認できる。駄賃の有無は不明だが、御蔵への路金が経費計上されているから同所まで出向していることも確実である。この史料は虫損で一部判読できず、また算用数値が整合しない箇所や意味が通じない所もあるが、扶持米受領の手續きに関するところは問題ないと見てよいだろう。西富岡村も貨幣で受け取っているが、これも支給された米をその場で換金した結果であることが確認できる（史料5）。史料上、貨幣で受領し算用している村は米を換金したためであり、支給自体は現米で行われたとみてよい。「用水堀湊人足扶持」は、米現物が幕府代官支配の「御蔵」から支出された。これは前年に徴収した年貢米が、まだそのまま現地に保管されていたことにもよるのだろう。村は指定された場所まで出向いて扶持米を受け取り、その運搬に必要な駄賃も支給された。扶持米支給に伴う駄賃支給は一円幕府領である久良岐郡永田村や蒔田村等でも確認できる。用水堀湊人足扶持米を援助し、駄賃も支給するという施策は旗本領・幕府領の区別なく統一的に適用されたと見てよい。

### 3 中小河川の川浚いと「川湊人足扶持」の支給

大名御手伝普請の対象とならなかった河川では、管見の限りでは以下の河川で川浚いが行われ、「川湊人足扶持」が支給されていることが確認できる。愛甲郡中津川（表2整理番号11・図3地図中の番号⑬、以下同表整理番号、及び地図中の番号のみ記す）、同郡恩曾川（10・④）、淘綾郡不動川（4・③）、同郡塩海川〔葛川〕（7・②）、高座郡目久尻川（15・⑤）、同郡藤沢大川〔境川〕（12・⑥）、鎌倉郡神戸川（16・⑧）、久良岐郡大岡川（21・⑨）。また史料に河川名は明記されていないが、高座郡海老名五ヶ村用水（13・⑫）、足柄上郡藤沢川（17・①）、久良岐郡八幡川（19・⑩）にも「川湊人足扶持」が支給されているとみられる。以下、具体的に史料を挙げて、中小河川の川浚いと、それに対する幕府の対応を確認する。

#### ①愛甲郡恩曾川

次の史料は、恩曾川の「川附縁八箇村」（上古沢・下古沢・飯山・温水・愛名・上岡田・下岡田・恩名）が、恩曾川砂浚を求めた訴願状である。<sup>(86)</sup>

覚

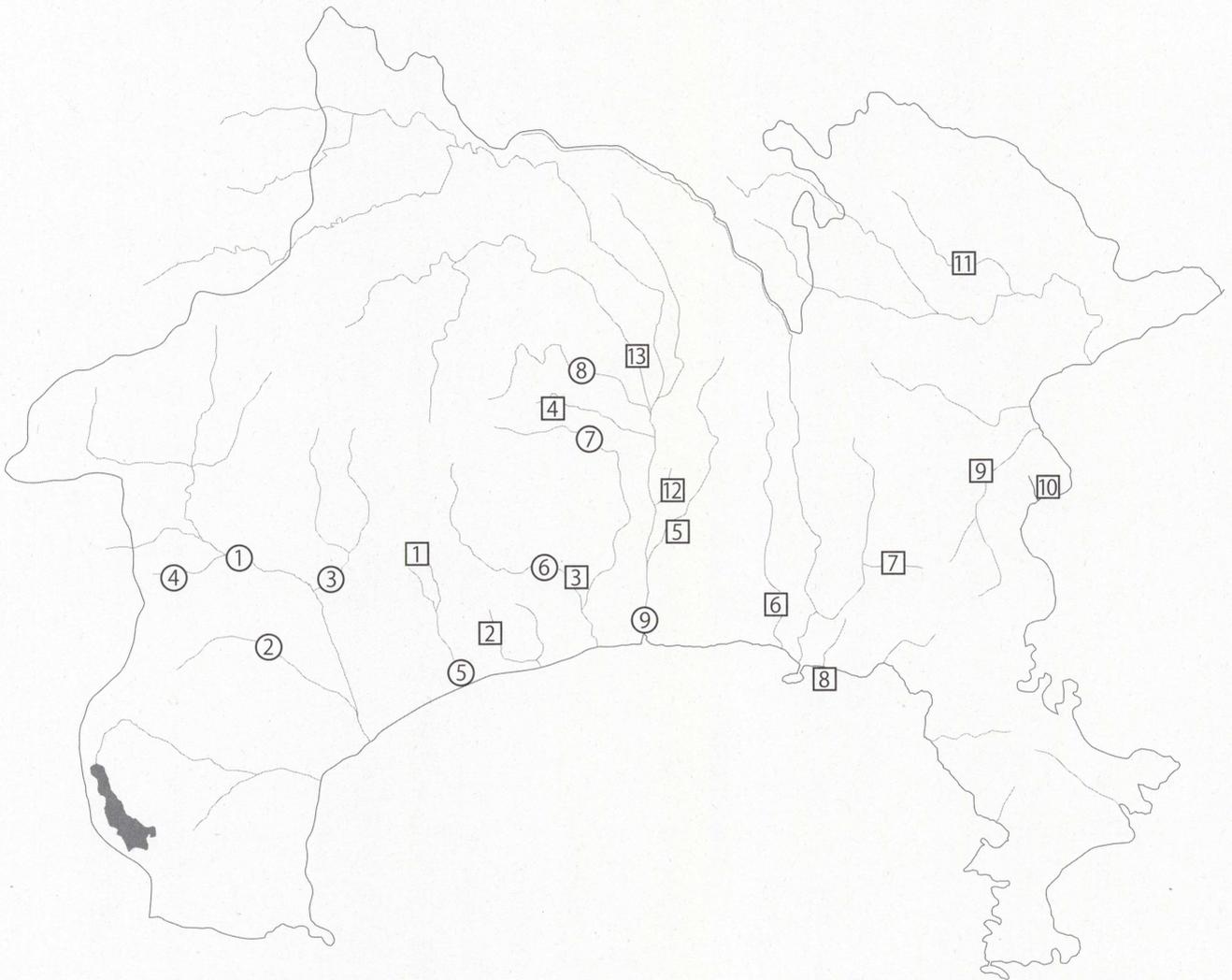
一恩楚川<sup>(恩曾川)</sup>長五千四百式拾三間 但幅平均式間半

砂理平均三尺五寸

此砂埋り坪七千九百八坪八合

但壺坪壺人半掛り

図3 川普請の実施が確認できる河川図



大名御手伝普請が行われた河川（丸囲み数字）

- |            |         |         |            |
|------------|---------|---------|------------|
| ① 酒 匂 川    | ② 狩 川   | ③ 川 音 川 | ④ 内 川      |
| ⑤ 押切川（中村川） | ⑥ 金 目 川 | ⑦ 渋 田 川 | ⑧ 小鮎川（飯山川） |
| ⑨ 相 模 川    |         |         |            |

川浚扶持米代金の支給が確認できる河川（四角囲み数字）

- |         |            |         |            |
|---------|------------|---------|------------|
| ① 藤 沢 川 | ② 塩海川（葛川）  | ③ 不 動 川 | ④ 恩 曾 川    |
| ⑤ 目久尻川  | ⑥ 藤沢大川（境川） | ⑦ 柏 尾 川 | ⑧ 神 戸 川    |
| ⑨ 大 岡 川 | ⑩ 八 幡 川    | ⑪ 早 湊 川 | ⑫ 海老名五ヶ村用水 |
| ⑬ 中 津 川 |            |         |            |

此人足壹万千八百六拾式人七分

上岡田村  
下岡田村

村高合五千式百四拾石余

恩名村  
温水村  
愛名村  
飯山村  
下古沢村  
上古沢村

砂退所有之分三拾九町余、是者河原之内、又者藪杯有之所ニ砂置

申候、又五拾壹町余、砂置処無御座候ニ付、左右之道中之内、或

者作場畑之内、堤際堀申候而、右取揚候砂埋メ申候積り、右左右

之堀割幅平均九尺、深五尺ニ堀り申積り、長三千六拾間、中九尺

ニ堀、深五尺ニ堀、此坪三千八百廿四歩八合

但六百三拾七坪四合、道畑共地形高仕候

此人足壹万千四百七拾四人四分

但堀割埋立土引ならし候共、平坪壹坪ニ付壹人半掛り

坪数合壹万千七百三拾三坪三合

人足合式万三千三百三拾七人壹分

此御扶持米百拾六石六斗八升五合五勺

但壹人五合積り、此金百式拾六兩貳分、永百八拾七文

但去亥冬御張紙直段三拾五石ニ付金三拾八兩替之積リヲ以如此

右之通、御普請目論見御伺相濟候、然ル上者、村々名主年寄随分

情廉ニ砂取退可申付候、自然由断之御形有之候者、各可為越度之

間、可被得其意候

右之通恩楚川砂浚之儀、御書付を以被 仰付候故、村々名主相互

ニ無油断見廻り、御目録之通り御普請相勤可申候、人足扶持之儀、

毎日人足帳面ニ記置可申候、尤御目録之外をも人足相勤候様ニ可

仕候、御後闇御事毛頭仕間敷候、たとひ願之村方之内ニ御座候共、

人足茂不相勤、無意之御扶持米取申間敷候、為後日連判差上申候、

以上

宝永五年

子四月廿六日

上岡田村

仁右衛門代

次郎右衛門

(以下七村分省略)

恩曾川は御手伝普請の対象河川ではない。訴願は川附縁八箇村の連

名で行われ、「村々名主相互ニ無油断見廻り、御目録之通り御普請相勤

可申候」とあるように、川浚い作業は八ヶ村共同の村普請で実施し、

幕府にはその経費の負担を求めたものである。八ヶ村は砂の浚い揚げ

と砂の処理に延二万三三三七人余が必要と目論み、その経費を人足一

人につき扶持米五合宛として計一一六石六斗余とはじき、その代金を

前年の御張紙値段に基づいて一一六兩二分・永一八七文と算出して幕

府の援助を求めた。「右之通恩楚川砂浚之儀、御書付を以被仰付候」

とあるから、幕府からは目論み額通りの「川浚人足扶持」が支給され

たとみられる。一一六兩余は八ヶ村への総支給額であり、温水村には

宝永五年中に幕府から、「おんそ川浚御扶持米代」として二八兩余を

受け取ったことを記す史料があり、各村には就労した人足数に応じて扶持米代金が分配されたはずである。費用目論見は扶持米で費用を積算しているが、それを御張紙値段で貨幣換算しており、はじめから貨幣での支給が想定されている。この点、同じ人足扶持でも、現米で支給された「用水堀浚人足扶持」とは異なることに注意したい。また温水村に支給された「用水堀浚扶持米」は貨幣換算すると五兩一分余であり、それと比べると、「川浚扶持米」代はかなり多額であることも注目される。

## ② 海綾郡塩海川

次の史料は、塩海川（葛川）通五ヶ村（井ノ口・五分一・一色・中里・二宮）連名による、川浚願の訴願状である。<sup>(88)</sup>

乍恐以書付を奉願候御事

一 相州塩海橋川通、井之口村迄長式里余、川幅四間余、深サ六尺余御座候処ニ、此川通り之儀者山合之村々ニ而、山谷之砂風雨之節者段々押埋、当分砂深サ五尺余埋り、当分より田地江押上ケ候御座候故、田地開發仕候而茂、又々少シ之出水ニ茂右之田地江押掛ケ、迷惑仕候御事

一 此川通り、堰数三拾三ヶ所、用水堰堀砂浚仕り、堰上ケ申候所ニ、度々之風雨ニ而山谷之砂大分押下シ、用水堀埋り、開發仕候田地江押上ケ、迷惑仕候御事

一 村々用水之儀、八拾町程へ此川通り堰上ケ申候処ニ、川瀬高ク罷成

候故、右用水掛り之田地荒地ニ罷成可申候と難儀ニ奉存候、此外小川所々ニ御座候而、田地開發難成迷惑仕候御事

右之通、御慈悲を以御見分之上、川浚被為仰付被下候ハ、難有可奉存候、已上

宝永五年

子ノ四月

相州井之口村

石野三次郎知行所

名主 喜右衛門

(以下、四ヶ村、名主署判略)

「塩海橋川通井之口村迄長式里余」とある河川は葛川とも呼ばれる。<sup>(89)</sup>

三十三カ所の堰が設けられていると述べているように、訴願に加わった五ヶ村が利用・管理している河川であるが、大名御手伝普請の対象外である。五村の一つである中里村が宝永六年に作成した村明細に「二、金六拾五両壹分永六拾四文 去四月塩海川打越川浚人足扶持米被下候 但シ壹人ニ付五合宛」との記載がある。<sup>(90)</sup> 打越川は塩海川の支流である。この史料から、中里村に塩海川浚人足扶持米代金が支給されていることが確認できるが、「去四月」とは宝永五年の四月であるから、支給は訴願の後である。訴願が五ヶ村連名で行われている事からも川浚いも五ヶ村の村普請で行われたはずで、人足扶持代金は当然他の四ヶ村にも支給されたとみられる。中里村支給分だけで六十五両余ということは、五ヶ村全体ではかなりの額になる。米代金Ⅱ貨幣支給であること、扶持米が一人五合宛で計算されていることは、恩曾川の場合と同じである。

③ 洵綾郡不動川

次の史料は、洵綾郡生沢村に支給された、不動川川浚普請人足扶持米代金の覚である。<sup>(9)</sup>

子年川浚御救御扶持方米代金奉受取覚

一 不動川

生沢村

長千六百

川幅ならし四間半

砂深サ

坪数

人足

此御扶持方米九拾六石四斗

代金百四両貳分 永貳百文

相場三拾八両かへ

内

金拾九両貳分 五月節句前内かし

家数七拾八軒 壹軒ニ壹分宛ならし

東 廿五軒 寺壹軒

此 西 廿八軒 寺壹軒

谷 廿六軒 山伏壹軒

外ニ堂貳軒 金貳朱宛

金貳両三分 溜池貳ツ浚人足代

金三両壹分 江戸飛脚諸人用

残金七拾九兩

此割百石拾〇貫三百拾壹文五分

金貳拾〇両貳分五百六拾三文 東

金貳拾八両五百六拾三文 西

金四両貳分壹貫廿四文 月京

金拾七両百四拾文 谷

組下割家別ならし 但無田貳軒〇掛

右之通、去亥之冬砂積り候ニ付、当春より段々山谷之砂ニ而川埋り、

用水滞候〇〇〇〇橋田畑共ニ水押上ケ難儀仕、御願申上〇〇〇川浚人

足御扶持方代金ニ而被下置〇、当村四つ大割ハ高割ニ仕、組下者四

方家割ニ御割被成、無高下頂戴仕受取、難有奉存候、然者耕作間

〇無異儀〇出川浚仕、田畑道橋大破無之様ニ可仕候、為後日連判

如斯御座候、以上

宝永五年

子六月

生沢村

石右衛門 印

(以下十八名略)

生沢村は旗本三給と、小田原藩領飛地(宝永五年閏正月の小田原藩領上知に連動して代官伊奈の支配となった)の、計四給の村である。不動川は大名御手伝普請の対象ではなく、「御願申上〇〇川浚人足御扶持方、代金ニ而被下置」とあるように、村側からの訴願があり、その後川浚扶持米代金が支給されたことがわかる。ここでも米代金Ⅱ貨幣での支給である。扶持米代金は、「当村四つ大割ハ高割ニ仕」と、生沢村を構成する四つの組別に配分されているから、生沢村全体に支

給されたものである。そして、「然者耕作間□無異儀□出、川浚仕」と、村普請で川浚が行われたことがわかる。不動川は大住郡下吉沢村に源があり、淘綾郡寺坂村・同郡生沢村・同郡国府本郷村を経て海に注ぐ河川である。このような複数の村域を流れる河川では一村だけが川浚を行っても無意味であるから、川浚は流域の村々で実施されたと考えるのが自然である。生沢村が川浚人足扶持を支給されている以上、史料的には確認できないが、流域の他の村々にも支給されたと推測される。

#### ④久良岐郡大岡川

久良岐郡宮下村の『宝永砂降一件文書』<sup>92</sup>に、大岡川沿の二ヶ村が連合して大岡川の川浚を訴願し、宝永五年六月中に浚人足米代金総額三四八兩余の支給をうけたことが記されている。米代金は各村地内の大岡川間数に応じて配分され、宮下村の受け取り額は金十一兩と銀六匁であつた。ここでも米代金Ⅱ貨幣での支給である。なお、この二ヶ村はすべて旗本領であり、同川沿いの幕府領の村々には支配代官経由で支給されたと見られる。<sup>93</sup>

#### ⑤久良岐郡根岸村

「根岸村名主高橋氏記録1」<sup>94</sup>に次のような記載がある。(傍線筆者)

其後四月中、馬飼料として壹疋二付金貳分、并用水堀浚人足御扶持分被下候。但根岸惣村へ米壹石貳斗余被下候。<sup>①</sup>又其後、□月中川浚御ふち米として根岸惣村へ金拾三兩貳分余被下候。<sup>②</sup>

「根岸惣村へ」とあるのは、根岸村が旗本三給なので、個別領主毎ではなく村全体へという意味である。川浚の対象河川は八幡川と思われる。「用水堀浚」Ⅱ米支給(傍線①)、「川浚」Ⅱ貨幣支給(傍線②)であることはこれまで確認したことと一致している。

#### ⑥高座郡中野村

高座郡中野村が宝永五年五月に幕府の見分役人へ差出した一札<sup>95</sup>に次のような文言がある。(一部掲出・傍線筆者)

一用水悪水堀并河浚御普請之儀奉願、段々人足御扶持方米金にて被下置候ニ付、何茂浚之儀随分念ヲ入、用水悪水無滞様ニ、御普請仕候

右之通り、少茂相違無御座候、田畑砂片付、并用水悪水堀、川浚共ニ御見分之上、相違成儀御座候ハ、何分之越度ニ茂可仰付候

傍線①③から、堀浚と川浚両方の人足扶持方が支給されたこと、傍線②から、額は不明だが、支給は米と貨幣の二様であつたことがわかる。「川浚」の対象河川は旗川用水(海老名五ヶ村用水)と思われ。<sup>96</sup>

#### ⑦高座郡宮山村

前節で取り上げた『砂大降記』には、相模川川普請記事の直前に次のような記載がある。

□□悪水堀□□御扶持米□□置候事

一目具志里川六ヶ村三而御願申上御金被□置候事

宮山 小動 宮原 用田 吉岡 恩馬

前半部分は虫損で一部判読できないが、用水悪水堀浚に扶持米が支給されたと理解できる。後半部からは、宮山村以下の目久尻川沿い六ヶ村が川浚の実施を求めて合同で訴願し、「御金」が支給されたことが読み取れる。目久尻川の川浚が六ヶ村の村普請で行われ、「浚人足扶持米代金」が支給されたと見てよい。

#### ⑧ 足柄上郡北田村

北田村が宝永五年五月に幕府見分役人へ差出した、耕地復旧と耕作の精励を約した一札に次のような文言がある。(一部掲出・傍線筆者)

一当春ノ御救金、并麦種代、馬飼料代、用水堀浚御扶持方米代金、  
川浚人足御扶持方米代金、度々被下置、難有仕合奉存候、御慈悲  
を以、村中之者共田畑砂除耕作仕付、用水堰普請之儀成就仕候  
尤川浚之儀ハ只今最中取、此上精出普請成就致候様可仕候

用水堰浚扶持方と川浚人足扶持が、ともに米代金で支給されている(傍線①②)。用水堰浚は既に完了し、現在川浚に取掛かっている最中と報告しているから(傍線③)、用水堰浚が先行し、その後川浚が実施されていることもわかる。なお、北田村は、曾我丘陵の東側、中村川が回析した盆地の、淘綾郡との郡境に位置する。足柄上郡ではあるが、酒匂川流域の足柄平野には属さない。中村川は御手伝普請の対象河川であるから、右史料の川浚は、北田村の位置から考えて、中

村川支流の藤沢川と思われる。

#### 4 手伝川普請対象外の中小河川に対する施策の整理

大名御手伝普請の対象とならなかった中小河川については村普請で川浚を行い、幕府は村からの援助要請に応じて川浚人足扶持を支給した。被災地域内で、村普請での川浚実施↓幕府が浚人足扶持を支給、という事例が検出できないのは、御厨地方・足柄地方・三浦郡・津久井郡・都筑郡・橋樹郡・多摩郡である(北田村は前述の理由により、ここでは足柄地方の事例には入れない)。このうち、御厨地方・足柄地方・三浦郡・津久井郡・多摩郡に事例が見られないのは、用水堀浚扶持で考察したのと同じ事情と考えられる。都筑郡と橋樹郡については、この地域の最大河川である鶴見川では大名御手伝普請も実施された様子はなく、川浚扶持支給を示す史料は見いだせなかったが、この地域では用水堀浚の人足扶持は支給されているし、被害程度に大差はないと思われるすぐ隣の久良岐郡では広範囲で川浚人足扶持支給が確認される。こうした状況から、都筑郡・橋樹郡地域でも川浚人足扶持が支給されていた可能性がないとはいえない。また、郡をまたいで流れる河川もあり、足柄上郡北田村の例もあるから、郡単位で截然と区分したわけではなく、状況により、ある程度の出入りはあったものと思われる。この点多少曖昧さが残るが、幕府は少なくとも相模国の淘綾・大住・愛甲・高座・鎌倉の各郡地域、武蔵国久良岐郡地域においては、村普請で行われた川浚に対して、浚人足扶持を支給するという施策を実施した。訴願との関係では、塩海川の事例では、五ヶ村の訴

願と川浚扶持米代金支給はいずれも四月中であり、訴願から問をおかずに支給に至っているとみられる。訴願と支給の時間的關係が判るのはこの一例だけであるが、用水堀浚人足扶持の場合と同様に、幕府は訴願を受けてから対応したのではなく、扶持米を支給するという対策は既に決定されていたと考えられる。川浚人足扶持の支給期日は、確認できるところでは四月下旬から六月である。酒匂川筋の大名御手伝の内容が一部変更され、その旨が助役大名に伝達されたのが四月十五日である。<sup>98</sup>御手伝普請の計画変更と併せて、その他の中小河川対策も決まっていたのではないかと推測する。御手伝普請との関連では、たとえば愛甲郡の小鮎川と小野川（玉川）は御手伝普請対象河川であるが、恩曾川はこの両川に挟まれるように並行して流れている。すぐ隣の河川で御手伝普請が実施されていても、その対象から漏れた中小河川は村普請で川浚いを行わせ、幕府がその費用の多くを負担するという方策を採っている。人足扶持は、いくつかの事例から、人足一人に付米五合宛が基準であったとみられる。<sup>99</sup>そして積算は米で行われていても、支給は例外なく米代金、つまり貨幣で行われている。支給額は、愛甲郡金田村のように一村で二百両余も支給されている村もある（表2の11）。金田村地内には中津川の渡船場があり、「渡り場砂浚別而念人往来無滞様ニ可仕候」と、その整備費用も含まれているためであろうが、他の村でも用水堀浚人足扶持の数倍〜十数倍と多額である。この施策による支給総額は相当の額になったと思われる。貨幣支給としたのは、米で支給するとなると一村でも数十石単位となるため支給米の確保や運搬などが容易ではない事、この頃には全国に賦課し

た百石二両の高役金が集まり、幕府の手元に現金が用意できていた事などがその理由として考えられる。<sup>100</sup>金田村への二百両余は「願之通り」に下し置かれたとあり、恩曾川でも八ヶ村の見積り額通りに支給されている。中里村では塩海川・打越川砂浚人足扶持米代金を四八両余と試算した史料があるが、<sup>101</sup>実際には六五両余が支給されている。用水堀浚への援助が村側の要求額の一部に過ぎなかったのに対して、川浚への援助は手厚いといえる。もつとも、恩曾川では「尤御目録之外をも人足相勤候様ニ可仕候」と述べているように、支給された扶持米代金ですべて充足できたわけではなく、不足分は村の負担で行わなければならなかった。こうした事情は他の河川も同様であつたらう。

#### 結びにかえて

火山灰の大量降下に見舞われた被災地では、耕地復旧に加え、河川・用水路の川浚い・川普請を早急に行う必要に迫られていた。しかし耕地復旧だけでも手に余る状態であり、村自力での川浚い・川普請は容易ではなく、村々は幕府の援助を求めた。これに対する幕府の対応は、次のように整理できる。

①大規模河川の場合。流域面積が大きく、その治水が地域全体の生産条件維持に関わる、酒匂川筋・金目川筋・相模川下流域については公儀普請で川普請を実施し、費用全額は幕府が負担した。実際には大名御手伝とし、費用は助役大名が支出した。この施策は宝永七年七月で区切りがつけられた。

②村内の用排水路の場合。基本的に一村内で管理・利用が完結してい

る村内用排水路は村普請で砂浚いを行わせ、幕府はその費用の一部を援助した。地域的には御厨・足柄地方を除く被災地域ほぼ全域が対象になった。実施時期は宝永五年二月～三月頃である。

③右の①②のいずれにも当てはまらない中小河川の場合。複数の村が関わるが、御手伝普請の対象にはならなかった中小河川は、村普請で川浚を行わせ、幕府はその費用の多くを援助した。足柄地方を除く相模国内被災地を流れる中小河川が対象となった。②に引き続いて宝永五年四月～六月頃までに実施された。

④御厨地方では、右のいずれの形態でも幕府の援助はなかった。

被災地域の治水策は、河川・水路が村内、小地域、広域の三つのレベルで区分され、地域範囲が広域になるほど幕府の関与が大きくなっている。幕府の川普請に対する各レベルでの援助は、幕府領・私領を区別せず、統一的基準に従って一律に行われている。これは災害復旧に対する幕府の基本姿勢に関わるものとして注目される。幕府は郡交代官に発令した貞享四年の法令で、川普請に際しての幕府側と農民側の役割分担について、田畑の養いのための水路の普請は村普請で行い、村高百石に付き人足五十人を超えた分については幕府が人足扶持を支給し、田畑の損亡に関わる堤川除普請は、多少によらず人足扶持を支給するとしている。耕地に直接つながっている村落内の用水の管理・維持は基本的に村に委ねられ、個々の村落をこえて地域全体の生産条件維持に関わる治水は幕府の責務という事である。右の法令は災害復旧としての川普請を想定したものではないが、今回の被災地への対応はこの方針に原則的に沿った対応といえる。但し、右の法令では、当

該地域に私領の入り組みがある場合、私領主は高割で負担するとしている。幕府領の治水は幕府の責務であるが、私領はその領主の責務とすることである。災害復旧としての普請でも、「私領御普請は御公儀様御入用にて難成」と、私領の普請には幕府は関与しないことが原則とされている。<sup>10)</sup>しかし、③に該当する愛甲郡恩曾川流域八ヶ村、淘綾郡塩海川流域五ヶ村はいずれも全て旗本領であるが、領主が高割で費用を負担した様子はない。宝永噴火被災地では、私領の普請まで幕府が全面的に関与している。以上から、幕府の被災地域にたいする治水策の基本は次のようにまとめることができる。生産手段に直結する村内用排水路については、若干の援助を与えてできる限り農民自力で復旧させ、自力のみでは無理と見られる中小河川については、村普請とさせたうえで、その費用の多くを支援し、大規模な普請が必要であった大河川は大名御手伝普請とした。この施策は、御厨地方を除く被災地域のほぼ全域で、幕府領・私領の区別なく一律に実施された。

幕府による被災地対策についてのこれまでの一般的な理解は、復興事業は、被災地の幕府領化を経て、御手伝普請による治水工事と諸国高役金による村々の復興という二つを軸に進められた、というものである。<sup>11)</sup>しかし、こうした理解は幕府領化された足柄・御厨地方のみの考察から導かれたものであり、被災地域全体の状況を視野に入れたうえでのものではない所に問題がある。筆者は別稿で、幕府の被災地救済策としての「御救」について検討し、幕府領に組み入れられた足柄・御厨地方以外の被災地域においても、幕府領・私領の区別なく一定基準にしたがって一律に御救金三種（御救金・麦種代・馬飼料）が支給

されたことを明らかにした。<sup>(9)</sup> 本稿で検討した幕府の治水策を併せて考えれば、幕府の被災地救済策に対する理解とその評価については再検討する必要がある。最後にこの点について触れておきたい。

まず、被災地域全てが幕府領に切り替えられたわけではないという事である。この事は御厨・足柄地方を幕府領に切り替えたことについての評価にも関わる問題である。永原氏は「被災地域は主として小田原藩領だったが、支藩領や旗本領も入り組んでいて、そのままでは一元的な救済策が立てにくいという事があった。(所領が)複雑な入り組みになっているため、個々領主の手では砂除復興対策はできるわけがなかった。その意味で、被災地の一括幕領化には、幕府の「御普請」が可能となるという以上にそれなりの合理的な理由があった」とされている。<sup>(10)</sup> 一元的対策が採れない所領入り組み状態を解消するための措置として有効であったとの評価である。また小田原市史では「従来幕府は私領の災害復旧普請は当該領主による普請を奨励するのみで、直接これに関することはなかった。私領の普請には幕府は関与しないという基本原則との整合性をはかりつつ、幕府が直接に執行監督する「国役普請」断行に踏み切った」としている。<sup>(11)</sup> 私領普請不関与原則に抵触しないための必要な措置であったとの評価である。笠谷和比古氏は、宝永五年の「国役普請」は享保五年に始まる本来の国役普請制度の原型をなすもので、私領罹災に対する幕府の政策基調の転換を看取できるが、この段階では幕領への編入手続をとらねばならず、政策転換は不完全であったが、これと対照的に天明の浅間山噴火では幕領・私領の別を問わない、幕府による一元的な普請——これは「一統御普請」と

呼ばれる——が遂行されており、ここにおいては「所領転換」を必要とした宝永五年の「国役普請」の不完全性が克服されている、と述べられている。<sup>(12)</sup> これらの見解は、幕府は私領不介入が原則だから、幕府が被災地へ施策を実施するためには幕府領への切り替えが必要だったとするものである。しかし、幕府は、足柄・御厨地方以外では私領(その大部分は旗本領)を幕府領に切り替えることをしないまま、私領と幕府領と区別しない一律の救済策を実施していた。天明浅間山噴火災害への幕府の対応(一統御普請)と基本的に同じ施策が、すでに行われていることに注目すべきである。幕府が被災地に一元的な救済策を実施する上で、私領を幕府領化する必要はなかったとすれば、足柄・御厨地方の幕府領化の評価は別の視点から捉え直す必要がある。大名領(藩領)には御手伝普請が出来ないとみられることもできるが、洪田川のように流域に私領(旗本領であるが)しか存在しない河川も大名御手伝で川普請が行われている事は重視すべきである。また、最も被害の大きかった御厨地方は幕府直轄にしたにもかかわらず、飢人扶持を支給する以外、暫くは地域復興策がほとんど構じられなかった。復興策実施のために直轄化した、では説明がつかないのではないだろうか。幕府が直接被害状況調査を始めたのは五年閏正月初めであるから、小田原藩知行替えを決定した時点では、幕府は被災地の現況についての具体的な情報は持っていなかった。一方、小田原藩は、前年十二月後半に藩の江戸役人が現地を廻って被害状況をつぶさに調査しているし、<sup>(13)</sup> その後の状況も国元から報告されていたはずで、領内の被災状況については具体的に且つ詳細に把握していたはずである。とすれば、小田原

藩が自藩の負担を回避するため、幕府に対して積極的に所領替えを働きかけたのではないだろうか。永原氏の言うように、小田原藩はこれで「巧みに復興の責任逃れをババ送りすることに成功した」<sup>11)</sup>のである。小田原藩救済のためという側面をもっと重視すべきと考える。

次に高役金の使途について、『蠹余一得』<sup>12)</sup>の次の記事（丸数字は筆者）は災害救済に使われた高役金の額を示す史料としてこれまでもたびたび引用されている。

一金六千貳百拾五兩余①

是者、伊奈半左衛門江相渡候、武蔵、相模、駿河国、砂積候村々江為御救、被下置候分

一金千五百五拾兩余②

是者、駿州須走村焼失三付、被下候

一金五万四千四百八拾兩余③

是者、武蔵、相模国村々砂除、并川浚、其外諸役人諸入用之分

災害復旧には高役金計四八万八千八兩余弱の一部しか使われなかったことはすでに指摘されている通りであるが、②の須走村復興費が現地に残る史料とほぼ一致している事が確認されている事を除き、内容についての検証は充分行なわれていない。そのため、③を酒匂川治水に充てられた分とする等の誤解も生じている。本稿及び別稿で考察した事を踏まえて具体的に見てみると、①については、「武蔵相模駿河国砂積候村々」は被災地全体に該当する地域であるから、素直に読めば、伊奈半左衛門は被災地域全体への御救金として使うための六千貳百兩余を渡された、と解釈できる。しかし伊奈が管轄したのは幕府領に切

り替えられた足柄・御厨地方のみであり、それ以外の武蔵・相模地域の災害救済に関与した形跡は確認できない。③では、対象地域が武蔵と相模、支出内容が砂除け・川浚・諸役人の諸入用分の三項目となっている。「川浚」への援助は、本稿でみたように武蔵・相模地域が対象で、駿河（御厨地方）は除外されていた。また酒匂川筋・金目川筋・相模川の御手伝普請の費用は助役大名の負担だから、ここには含まれてはいない筈である。「砂除け」は、足柄地方を除く相模・武蔵ではその名目での金品支給は確認できない。これを御救三種（御救金・種麦代・馬飼料）の事とみれば、足柄・御厨地方には伊奈を通じて支給され、それ以外の武蔵・相模地域には幕府が直接支給している。伊奈管轄外の武蔵・相模地域には、見分や御救金支給のために、幕府代官やその手代が手分けして、少なくとも三回は廻っている。<sup>13)</sup>「諸役人諸入用」とはそうした経費の事を示していると思われる。以上のことから、①は伊奈管轄地域、すなわち足柄・御厨地方への支出分（須走村援助分は②に別建て）、③はそれ以外の相模・武蔵への支出分とみなすべきである。③が突出して多額に思われるが、伊奈管轄外の被災地域（足柄上下・三浦・津久井郡を除いた相模国と武蔵三郡）の村数は、幕末期で約六三〇（旧高領取調帳）あるが、仮に給付額を一村五〇兩としても三万兩強にはなる。この推計は村の規模などを考慮しない大雑把なものであるが、「川浚」への援助額と御救三種を併せると、百兩以上も支給されている村も少なからず確認できるから、伊奈管轄外の被災地だけで五万四千兩余の支出という数字も不自然ではない。永原氏は「酒匂川治水を中心とする」③の比重が断然高いとさ

れているが（註10同氏著書67頁）、御手伝普請で行なわれた酒匂川治水の費用がここに含まれることはない。右三項目は宝永五年中の支出分のみで、その後の追加支出の有無は不明であるが、高役金は被害が最も大きく一円幕府領となった足柄・御厨地方ではなく、幕府領と私領が混在するが私領の方が多い武蔵・相模（足柄地方を除く）地域に過半以上が使われた事になる。

幕府の治水策は御厨地方を除く被災地域のほぼ全域を対象として、幕府領・私領の区別なく一律に実施された。また、御救金・馬飼料・種麦代金等を支給した「御救」策も、幕府領・私領を問わず一律に実施されている。幕府は噴火被災地救済に、私領も含めて統一的に取り組んだといえる。被災地は、江戸の西の守りの要である小田原藩領と、幕府の中核を支える旗本の所領が集中的に配置されている地域である。小田原藩でさえ藩の力では復興困難という状況では、小規模・分散的な旗本領では個々の領主はまったく無力であった。私領の罹災復興は私領主の問題であるとして不介入の姿勢を貫けば、小田原藩・旗本は存立の危機に直面する。幕府は当初「所務成りがたき私領」は所替えもあるとの方針を示していたが、<sup>(15)</sup>実際に所替えをしたのは足柄・御厨地方のみで、幕府領・私領を区別しない一連の施策は、所替えの代りに実施された被災地域に所領を持つ領主に対する救済策でもあったといえよう。農民の立場からすれば、頼りにならない個別領主に代り、幕府が救済に乗り出したことは、それが量的・質的に十分なものであったかどうかはともかくとして、幕府は公権力としての責務を、一定程度は果たしたと評価することはできよう。

## 註

- (1) 被災地域の土砂災害については、角谷ひとみ・井上公夫・小山真人・富田陽子「富士山宝永噴火(1707)後の土砂災害」〔『歴史地震』18・二〇〇二年〕が詳しく報告している。また、「1707富士山宝永噴火報告書」(内閣府中央防災会議・災害教訓の敬称に関する専門調査会)第五章にも詳しい。後者はインターネット(<http://www.bousai.go.jp/fujisan/>)で閲覧できる。
- (2) 酒匂川については『小田原市史』、金目川については『平塚市史』の通史編近世に詳しい。
- (3) 山形藩堀田正虎の御手伝で馬入川の普請が行われたことは、『平塚市史』『小田原市史』『小山町史』の各通史編近世や大谷貞夫氏「近世日本治水史の研究」等でも指摘されていたが、詳細は不明と言うことで、それ以上の言及はなかった。
- (4) 皆川邦直家文書8③-9〔寒川町史資料所在目録〕8集。なお、本文中の史料釈文では合体字「ㄥ」はすべて「より」と表記した。また、旧字を適宜新字体に改めたところがある。他の史料も同様である。
- (5) 「乍恐書付を以御訴詔申上候御事」(神奈川県立公文書館「小塩家資料」水利普請15)
- (6) 『基熙公記』(東京大学史料編纂所謄写本。原本は陽明文庫所蔵)
- (7) 「金目川堤前々より御入用御普請之覚」(柳川起久雄氏所蔵文書。『平塚市史』資料編近世3・48号)。なお、本稿で使用した史料は、翻刻されているものは掲載書名・史料番号を示した。ただし、個々には断らないが、原文書での確認ができたものはそれに拠り、翻刻の誤りを訂正したものもある。
- (8) 「相州川浚御普請記録帳」(岡山大学付属図書館蔵「池田家文庫」)酒匂川普請の部分は『小田原市史』資料編近世2に翻刻されているが、一部脱落があるので注意。なお、永原慶二氏は金五千九百両余を酒匂川普請での岡山藩負担とされているが(後掲註10著書80頁)、これは金目川筋の請負金額である。

- (9) 「先年大口大破旧記之写」(加藤英男氏所蔵文書。『南足柄市史』資料編近世2・93号)
- (10) 永原慶二『富士山宝永大爆発』(集英社新書、二〇〇二年)
- (11) 東京大学史料編纂所蔵謄写本。なお全文は編纂所のホームページから閲覧できる。
- (12)・(13)・(15)・(16) 註8に同じ。なお、註12の部分について、『小田原市史』資料編では「是ハ川浚ニ而…」としているが、「先ハ」の誤りである。「是ハ」と「先ハ」とではニュアンスが微妙に異なる。
- (14) 宝永六年五月に、押切川(中村川の下流部)川沿いの村々は、前年に川浚普請が行われたにもかかわらずその後も水害が発生しているため、川沿い村々の村普請で川浚いを行いたいのでその費用の援助してほしいとの願書を、巡検に廻ってきた河野勘右衛門一行に差し出している。今度は村普請で、と言っていることから、前年の川普請は村普請ではなかったこと、即ち御手伝普請で行われたことがわかる(船津家文書130。『小田原市史』資料編近世2・303号)。
- (17) 御徒目付市野新八郎ら九名が派遣された。県立公文書館保管足柄上郡篠窪村小島家文書にその動静の一端が記録されている。また、その報告書が『伊能景利日記』『楽只堂年録』等に書き写されている。なお内容詳細は、『富士山大噴火』(神奈川県立歴史博物館 平成十八年度特別展図録)を参照されたい。
- (18) 拙稿「富士山宝永噴火災害における幕府の御救について」(『大磯町史研究』第十五号・二〇〇八年)
- (19) 註9に同じ
- (20) 「子ノ年御用村継留書覚」(井上安司氏所蔵資料・横帳136 神奈川県立公文書館寄託。以下同氏所蔵資料は、「井上・史料番号」と記す)
- (21) 永原氏は前掲註10著書で、宝永五年十一月と六年十一月に丹波屋の請負で大口ノ切工事が行われたとされているが(165頁、166頁)、六年十一月は津藩藤堂家の御手伝普請が行われた時である。同書160頁の年表も藤堂家御手伝が宝永七年十月となっているなど、混乱がある。大口ノ切は宝永五年十月、藤堂家御手伝による大口修復は宝永六年十月である。
- (22) 「丑ノ年御用村継留書覚」(井上・横帳155)
- (23) 『平塚市史』によると、この時には、蛇行状態であった花水川(金目川下流部)の流路を直線的に付け替える工事が行われた。(通史編近世478頁)
- (24) 『小田原市史』通史編近世425頁
- (25) 「賃銭ハ払小屋罷越、札を指出、面々ニ請取之、退散可仕候事」とある。しかし、同時に、普請場においては御手伝家来の指図に従うこと、村々から出す人足は名主が毎日召し連れること、等も規定されている。
- (26) 註22に同じ
- (27) 「大地震并砂大變之覚」「小山町域における『宝永の砂降り』記録」(『小山町の歴史』第九号)に「藤堂和泉守様御手伝被仰付、男八十四五より六十迄盛之者ハ申不及、村々まとい印立、名主一同二罷出相勤候」との記述がある。
- (28) 「宝永六年川音川御普請出人足帳」(井上・横帳171)
- (29) 「宝永六年相州大川通并川音川通御普請出人足割帳」(井上・横帳169)
- (30) 註22に同じ
- (31) 註29に同じ
- (32) 都筑郡勝田村の関家文書「差上申一札之事」(横浜開港資料館「関家文書」42頁)に「無高同様の小百姓、并水吞等者、小田原領川御普請有之間、彼地江罷越、日雇賃銭取之、渡世可仕」とある。同内容の文言は都筑郡山田村の史料にも見出せる。なお、註18拙稿も参照。
- (33)・(34) 註8に同じ。なお請負人大津屋五兵衛は、享保四年の朝鮮通信使来朝時に相模川船橋架橋を請け負っている。(小塩家文書・交通2)
- (35) 宝永六年六月「小野村川浚普請百姓連判状」(『厚木市史』近世資料編4・424号)

- (36) 御手伝大名小笠原家に割り当てられた「玉川通之内、日向川通・洪田川通」の内、「日向川」が小野村地内を流れている。
- (37) 註14に同じ
- (38) 註9に同じ
- (39) 土砂流入が続いている状況については、註1論文に詳しい。
- (40) 永原氏は前掲註10著書114頁「同町史は私自身（永原氏）が監修責任を負っているもので、直接の筆者（松尾恵美子氏）の了解を願って訂正する」とされている。（括弧内筆者補）
- (41) 永原氏前掲註10著書の115頁の図版から読み取った。
- (42) 『小山町史』近世資料編1・475号
- (43) 『地方史研究あずまびす』第11号・一九七七年九月。なお本文に引用した史料は「著者渡辺誠通所蔵」と記されている。
- (44) これらの史料は用沢村遠藤氏所蔵とある。原史料調査未了であるが、『小山町資料所在目録』第11集の用沢・遠藤貴夫家資料606号～610号がこれに該当するものと思われる。
- (45) 伴野京治『宝永噴火と北駿の文書』14号。なお、同書には註44の用沢村五月二八日付の書付も収録されている（同12号）。
- (46)・(47) 註22に同じ
- (48) 武井延禎氏所蔵資料・絵図2
- (49) 船津家文書131「宝永六丑ノ五月從御公儀様駿州相州武州砂降候ニ付民困窮御救のため、御見分御目付川野勘右衛門様并御小人目付御兩人、御徒目付式人并伊奈半左衛門様御案内□御支配地御通被遊候、其節村絵図被仰付、如此相調指上ケ申候、至而西郡川流場所、同酒匂川浚押切川御見分ニ御座候、百姓之御願諸事御取上被遊候、其節西郡共、伊奈半左衛門様御代官所」と記されている。
- (50) 「村中用水患水堀覚」〔大磯町史資料所在目録〕第1集・11-1 寺坂・杉山 恭雄家所蔵資料31
- (51) 「乍恐書付を以願上候事」〔神奈川県立公文書館寄託内藤元雄氏所蔵資料・水利普請2〕の端裏に「此相願書 河野勘右衛門様・御徒行目付様・御小人目付様江 梅沢ニテ差上ケ申候」とある。
- (52) 永原氏前掲書
- (53) 御徒目付市野新八郎は、噴火開始直後の現地調査に派遣されたメンバーの一人である。
- (54) 幕府の被災地見分については、前掲拙稿註18で検討を加えた。
- (55) 宝永七年に駿東郡新橋村・御殿場村等が「相州酒匂川筋、大口水上迄、并狩川駿州之内拾弐筋、川合拾四筋之御普請方」を訴願したとき、その入用を九万八千両と見積っている（『宝永噴火と北駿の文書』27号）。これだけでも宝永五年御手伝の時の足柄地方の請負金額を上回っている。
- (56) 『文露叢』宝永七年七月十四日条
- (57) 註22に同じ
- (58) 正徳三年四月に代官に宛てた条々の第十条に「御城下之町人在々の名主庄屋并商売人等之類、普請を請負候に就いて、此等之輩ハ其地之案内を不知、或ハ其身利徳を相謀り、御普請之仕形不堅固之事ども多く候得共、御代官所之手代、役人等は量賈ニ付、或ハ賄賂により、委細之吟味におよはず候を以て、所々年々之御普請断絶無之よし相聞候、自今以後は、御普請受負之輩、一切に是を停止いたし」とある（『御触書寛保集成』一三二四）。幕府も、現地の事情も知らず、利益を優先する請負人により杜撰な普請が行われていると認識している。
- (59) 『堀江文書』（神崎彰利編。平成七年刊）130号。
- (60) 『堀江文書』116号「宝永五年砂御検分書上ケ帳」。同帳は宝永五年閏正月から三月までの間に、西富岡村が幕府見分役人等へ差出した願書や被害状況・開発進行状況書上等を書留めたものである。ここでは必要部分のみ掲出した。
- (61) 『堀江文書』128号
- (62) 『堀江文書』116号「宝永五年砂御検分書上ケ帳」の内、「指上ケ申手形之事」

(63) 『堀江文書』 123号 「国役金并二入用差引請取割帳」

(64) 『堀江文書』 980号

(65) 『堀江文書』 117号 「相定申一札之事」は名主交代に際して村人一同が名主給や職務内容を確認した文書で、二月十五日付であるから、これが名主交代時と見ることはできる。しかし、116号のなかにある、閏正月付「覚」は、見分以降の砂取退け進捗状況と作物仕付状況の報告を求められたことに対する回答書であるが、差出人部分は「名主平兵衛・同勘太郎、組頭仁左衛門・同傳右衛門・同三郎兵衛」となっていると「名主仁左衛門・同勘太郎、組頭平左衛門・同三郎兵衛」と記された紙が貼られている。名主勘太郎と組頭三郎兵衛は、相給領主のもう一方の水野氏領分の村役人である。この貼り紙は、回答書作成・提出と相前後して戸田氏領分の村役人の交代があったことを示している。時期を絞ると、見分は閏正月上旬と見られるから(註18拙稿)それ以降で、かつ、閏正月中ということになる。117号の日付は村内手続きの完了日を示しているものと考ええる。なお、『堀江文書』では張紙部分しか翻刻していない。史料所蔵者である堀江政伸氏のご厚意により、原本調査で張紙を確認した。

(66) 『堀江文書』 142号 「有合売渡シ申田地之事」

(67) 後述する都筑郡山田村の訴願では、村内用水路の目録に加え、目録で書上げた堀数、間数、樋などの情報を該当箇所に書き込んだ村絵図を作成して差出している(史料6、7)。このことから、西富岡村の絵図も村内用水堀浚の訴願に添えるために作成されたものである可能性が高いと考える。

(68) 『堀江文書』 116号の内、「戸田領・水野領村況書上」

(69) 『平塚市史』資料編近世3・83号は明和八年の洪田川用水争論の史料であるが、「洪田川より引取来り候用水之儀、都合組合九ヶ村<sup>二</sup>引来り候」等とあり、同川が九ヶ村で利用されていることが記されている。水論からは九ヶ村の水利を巡る共同関係と同時に、川上、川下間の利害の対立を窺うことができる。

(70) 「都築郡山田村資料綴」(神奈川県立公文書館「神奈川県史写真製本帳」)「小泉里治氏所蔵資料」より抜粋。

(71) 『新編武蔵国風土記稿』都築郡吉田村の項に「早淵川、乾の方大柵村より入、綱島村堺にて鶴見川に合す、川幅三間ばかり、此川を字松橋堰及び三股より分水して、そそぐ所の水田少なからず」とある。(傍点引用者)

(72) 「相州秋葉村用水堀悪水堀浚人足積り覚」(「相州鎌倉郡柏尾村用水堀悪水堀浚人足積り覚」(神奈川県立公文書館「神奈川県史写真製本」)「正蓮寺資料2」)

(73) 「滝頭村小島氏記録文書1」(横浜開港資料館「横浜市史稿本」)

(74) 「根岸村名主高橋氏記録1」(横浜開港資料館「横浜市稿本」)

(75)・(77)・註18拙稿参照。

(76) 「野津田年代記」(町田市史料集「五」)

(78) 「大磯町史資料所在目録」第1集・二宮康家所蔵資料8号

(79) 「相模国淘綾郡生沢村田畑差出帳」(二宮康家所蔵資料6号)

(80) 山田村史料11、「宝永六年六月淘綾郡中里村旗本伏見・倉橋領分砂降手当明細書上」(「相模国村明細帳集成」第三卷・淘綾郡8号)に用水堀浚人足扶持は一人二合五夕宛とある。

(81) 註86に同じ

(82) 「相州愛甲郡温水村高御救金百姓家数書上」(『厚木市史』近世資料編2・258号)

(83) 「宝永砂降一件文書」(神奈川県立公文書館「神奈川県史写真製本帳」)「田野井三郎氏所蔵資料・横浜開港資料館」(横浜市史稿本)「宮下村田野井氏文書1」

(84) 「差上申一札之事」(神奈川県立公文書館蔵「相模国足柄上郡北田村文書」)「状1」

(85) 「請取申駄賃錢之事」(横浜開港資料館「横浜市史稿本」)「永田村服部氏文書3」

(86) 「恩皆川砂浚願書」(『厚木市史』近世資料編2・257号)

(87) 註82に同じ

(88) 「富士山噴火につき中里村外四ヶ村名主川浚願」(二宮町史)「資料編近世42」

(89) 塩海川は現在は葛川と呼ばれ、旧井之口村（現中井町井之口）地内に水源が

あり、二宮町のほぼ中央を南流し、途中、旧中里村地内で打越川を合わる。

(90) 註80「中里村書上」

(91) 「不動川砂浚扶持方割帳」（二宮康家所蔵資料9）

(92) 註83に同じ

(93) 註85に同じ

(94) 註74に同じ

(95) 「小塩家資料」水利普請14（神奈川県立公文書館）

(96) 「新編相模国風土記稿」高座郡巻二の「旗川」の項に「（前略）最後下今泉村

ニ至リ堰ヲ設ケテ分流シ、海老名郷諸村ノ用水トシ、門沢橋村ニテ相模川ニ入ル。是ヲ旗川用水或ハ海老名五ヶ村用水ト唱」とある。中野村の位置からこの用水路が該当すると思われる。「旗川」は現在は鳩川と呼ばれている。

(97) 註84に同じ

(98) 註8に同じ

(99) 註80「中里村書上」、註86「藤沢川通之内砂浚御普請積覚」（『藤沢市史』資料編近世・災害と騒動15）等に川浚人足扶持一人五合宛とある。

(100) 「厚木市史料」9に「金田村元飛鳥田文書の写し」として次のような史料が掲載されている。原文書所在不明で、一部に意味の通らない所もあるが、内容的には問題ないと思われる。

差上申証文之事

右金田村中津川通り砂浚人足音扶持米代金願之通り式百兩壹分拾四匁式分被下置儲ニ受取難有奉存候然上者早速取懸り出入足ニ銘々ニ割渡し砂取除用水懸無滞様ニ仕田畑仕付可申候尤渡り場砂浚別而念入往来無滞様ニ可申候若重而御吟味之節砂浚不埒成儀御座候ハ、如何様之趣置ても可被仰付候此以後川浚之儀ニ付一言之御訴訟申上間敷候為後日証文仍而如件

宝永五年子ノ四月廿七日 相州愛甲郡金田村

興津能登守知行所

小河惣左衛門知行所

(101) 高役金の納入期限は万石以上の大名は三月中、万石以下は六月中とされている（『徳川実記』宝永五年閏正月七日条）。

(102) 「川浚目録之写」（二宮町・高橋実家文書K5）

(103) 『日本財政経済史料』第四巻630頁

(104) 笠谷和比古「宝永五年の「国役普請」をめぐって」（『日本史研究』162号）

(105) 倉地克直「徳川社会のゆらぎ」（全集「日本の歴史」十一、小学館）53頁。なお、この部分は永原氏の研究に拠るとされている。

(106) 註18拙稿参照

(107) 永原氏注10著書64頁

(108) 「小田原市史」通史編近世、405頁

(109) 笠谷和比古氏前掲論文

(110) 「宝永四丁亥□砂降ニ付小田原江（指上申候）」（足柄上郡山北町鈴木友徳氏所蔵資料冊・正帳26）等に、宝永四年十二月に小田原藩の江戸役人柳田九左衛門が被災地を巡回したことが知られる。このときには村々から被災状況の書上げが提出されている。

(111) 永原氏註10著書63頁

(112) 「富士山焼砂降積候村々御救金元払」（『蠹余一得』国立公文書館）

(113) 註18拙稿参照

(114) 例えば、淘綾郡中里村は、御救三種計八六兩余・川浚扶持六五兩余（『相模国村明細帳集成』淘綾郡8）、同郡生沢村は川浚・馬飼料・御救として二五七兩余を支給されている。（同前書・淘綾郡14）

(115) 『徳川実記』宝永五年閏正月三日条

付記 図2・3の作製にあたっては野島愛子氏・渡辺実華子氏のお世話になった。記して感謝申し上げます。